甲府市公報

第 1 4 9 2 号

発行所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市

発行人 甲府市

毎月5日発行

発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]
甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・3
甲府市浄化槽事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・*8
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・9
甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・14
甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・16
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例・・・・・・・・・・18
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・19
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正す
る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・42
[規 則]
甲府市興行場法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・54
甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・57

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・60
甲府市理容師法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・63
甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・66
甲府市美容師法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・70
甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の
一部を改正する規則・・・・・・・73
甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・76
甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則の
一部を改正する規則・・・・・・・82
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・110
甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・113
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・115
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
則125
[規 程]
甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程・・・・・・・147
[告 示]

令和5年度上半期の財政状況等の公表・・・・・・・148
甲府市各企業会計の令和5年度上半期の業務状況等の公表・・・・・149
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公
告······150
介護保険被保険者証無効告示・・・・・・151
農用地利用集積計画を定めた旨の公告・・・・・・・152
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・153
大又は猫の引取り告示・・・・・・・・154
令和5年度補正予算の公表・・・・・・・155
大、猫等の収容告示・・・・・156
犬又は猫の引取り告示・・・・・・・157
入札告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
大又は猫の引取り告示・・・・・・161
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業者の廃止公示・・・・・・162
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービ
ス事業者の廃止公示・・・・・・163
国民健康保険被保険者証無効告示・・・・・・・164
令和5年度補正予算の公表・・・・・・165
公の施設に係る指定管理者の指定告示・・・・・・・166
屋外広告物等講習会開催公告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公の施設に係る指定管理者の指定告示(2件)・・・・・・169
入札告示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示・・・・・174
公の施設に係る指定管理者の指定告示・・・・・・・175
大、猫等の収容告示・・・・・・・176
公の施設に係る指定管理者の指定告示(7件)・・・・・・177
犬又は猫の引取り告示・・・・・・184

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示(2件)・・185
入札告示・・・・・・・187
広告募集公告・・・・・・190
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示・・・・・191
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・192
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示・・・・・・193
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公
示······194
·
甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程・・・・195
公の施設に係る指定管理者の指定告示・・・・・・・・197
「選挙管理委員会」
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告
示198
「農業委員会」
甲府市農業委員会 1 2 月定例総会招集公告 · · · · · · · · · · · · · 199
「上下水道局」
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程・・・・・・200
甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部
を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・208
入札告示 (7件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
[任免辞令]
市長事務部局······239 公平委員会·····239
公干安貝云・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第21号

甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第1条 農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業を 設置する。

(法の適用)

第2条 農業集落排水事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下 「法」という。)に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

- 第3条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉 を増進するように運営されなければならない。
- 2 農業集落排水事業の対象となる農業集落排水施設は、甲府市農業集落排水施設 条例(平成17年12月条例第68号)に規定する農業集落排水施設とする。 (重要な資産の取得及び処分)
- 第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水 事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払 い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以 上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地に ついては、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限 る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任 に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第6条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で 定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額 が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該 決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第7条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の 状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、で きるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(甲府市特別会計条例の一部改正)

2 甲府市特別会計条例(昭和39年4月条例第14号)の一部を次のように改正 する。

第1条第8号中「農業集落排水事業特別会計」を「農業集落排水事業会計」に改める。

(甲府市農業集落排水整備基金条例の一部改正)

3 甲府市農業集落排水整備基金条例(平成17年12月条例第69号)の一部を 次のように改正する。

第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「農業集落排水事業会 計予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

甲府市浄化槽事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第22号

甲府市浄化槽事業の設置等に関する条例

(浄化槽事業の設置)

- 第1条 汚水の適正な処理の促進を図ることにより、市民の生活環境の保全、公衆 衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、浄化槽事業を設置する。 (法の適用)
- 第2条 浄化槽事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」 という。)に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

- 第3条 浄化槽事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進 するように運営されなければならない。
- 2 浄化槽事業の対象となる浄化槽は、甲府市浄化槽事業条例(平成23年3月条 例第1号)に規定する公設浄化槽とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない浄化槽事業の 用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外 の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不 動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地について は、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又 は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の2の8第8項の規定により浄化槽事業の業務に従事する職員の賠償責 任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る 賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第6条 浄化槽事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定める ものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決 定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第7条 市長は、浄化槽事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとと もに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、 5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及 び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、浄化槽事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の 状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、で きるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (甲府市特別会計条例の一部改正)
- 2 甲府市特別会計条例(昭和39年4月条例第14号)の一部を次のように改正 する。

第1条第11号中「浄化槽事業特別会計」を「浄化槽事業会計」に改める。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第23号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第37条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「同号に掲げる」とあるのは「同条第1号に掲げる」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第24号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の2」を「第21条の3」に改める。

第10条の3中「及び第13条の4」を「、第13条の4及び第13条の5」に 改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第 1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改め る。

第12条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2 の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の 6第11項」に改める。

第13条の2第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第13条の4第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次 に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第13条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする

(第5項に掲げる場合を除く。)。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて 得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗 じて得た額
- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の9」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第13条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減

額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に 第13条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる 割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の9」と読み替えるものとする。

第14条の5の2中「及び第13条の4」を「、第13条の4及び第13条の 5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3 の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の6中「第13条の2」の次に「及び第13条の5」を加え、同条第2 号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。 第16条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者

となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保 険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付 義務者に係る第11条、第14条の2、第14条の5の3若しくは第14条の5 の6の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当する ことにより被保険者数が減少した場合を除く。)における当該納付義務者に係る 世帯別平等割額を除く。)若しくは第14条の7の額又は第13条の2第1項各 号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項に おいて同じ。)に定める額、第13条の4第1項(同条第3項の規定により読み 替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第14条若しくは第 14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗 じて得た額、第13条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第13条の5第1項各号 (同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項にお いて同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定 は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した 日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保 険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限 り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保 険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象 被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月か ら、月割をもって行う。

第16条の2第2項中「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第13条の4第1項に定める第14条若しくは第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第13条の4第4項第1号に定める額、第13条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第21条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第6章中第21条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

- 第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した 届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と 当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち 令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料につい て適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及 び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第25号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「料金は」の次に「、1月につき」を加え、同項第1号の表を 次のように改める。

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル及び20ミリメートル	555円
25ミリメートル	3,000円
40ミリメートル	8,100円
50ミリメートル	13,000円
75ミリメートル	31,500円
100ミリメートル	62,000円
150ミリメートル	92,000円
200ミリメートル	120,000円

第23条第1項第2号の表を次のように改める。

	水	量料金(1立方	メートルにつき)	
メーターの 口径	ルから10立		21立方メー トルから60 立方メートル まで	

13ミリメ ートル及び 20ミリメ ートル	6 0 円	178円	200円	231円
25ミリメ ートル及び 40ミリメ ートル		178円	200円	231円
50ミリメ ートル及び 75ミリメ ートル			200円	231円
100ミリ メートル以 上				231円

附則

- 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例の規定は、令和6年4月1日 以後の水道メーター検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーター検針 に係る水道料金については、なお従前の例による。

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第26号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例(昭和48年4月条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条行政経営部の項及び企画財務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 議会及び例規に関すること。
- (2) 人事、組織及び職員研修に関すること。
- (3) 事務効率に関すること。
- (4) 契約及び管財に関すること。
- (5) 技術的事項の調査及び指導並びに工事検査に関すること。
- (6) 他の主管に属しない事項に関すること。

企画部

- (1) 市政の総合企画の推進及び調整並びに政策形成に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 南北地域の振興に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) リニア中央新幹線及び総合交通体系に関すること。
- 第2条市民部の項に次の2号を加える。
 - (8) 市税に関すること。
 - (9) 諸収入金の収納に関すること。

第2条福祉保健部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号と し、「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同項の次に次のように加える。

保健衛生部

- (1) 健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 甲府市総合計画審議会条例(昭和44年10月条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画財務部」を「企画部」に改める。

3 甲府市行財政効率化推進委員会条例(昭和60年7月条例第30号)の一部を 次のように改正する。

第8条中「行政経営部」を「企画部」に改める。

4 甲府市国土利用計画審議会条例(平成元年7月条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画財務部」を「企画部」に改める。

5 甲府市成年後見制度利用促進審議会条例(平成30年3月条例第1号)の一部 を次のように改正する。

第7条中「福祉保健部」を「福祉部」に改める。

6 甲府市社会福祉審議会条例(平成30年12月条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条中「福祉保健部福祉保健総室総務課」を「福祉部」に改める。

7 甲府市地域包括支援センター運営協議会条例(令和2年3月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月条 例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改 正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された 期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月26日提出

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第28号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第48条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第49条の2第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に 改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 (第9条関係)

行政職給料表

職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分	号 給	給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	162, 100	208,000	240, 900	271,600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
任用	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
短時 間勤	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
務職員以	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
外の	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
職員	6	167, 700	216, 200	248,000	279, 500	305,000	333, 500	377, 300	421, 600
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306,600	335, 400	379, 600	423, 700
	8	169, 900	219,600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	222,600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432,000
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349,000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	229,600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	16	180, 700	231,000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300,000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302,000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451,600
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
	25	196, 200	243,600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342,600	371,600	419, 100	457, 200
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420,600	458, 500
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348,000	376, 900	423, 600	460, 700
	30	203, 800	249, 700	281,800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
	31	205, 200	250,600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200

32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900	
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600	
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400	
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100	
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700	
	211,000	201,000	200,000	000,000	000,000	000,000	102, 100	100, 100	
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200	
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390,600	434, 400	466, 800	
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391,800	435, 200	467, 400	
40	216, 700	259,000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000	
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367,000	393, 900	436, 600	468, 500	
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469,000	
43	219, 900	262, 500	301, 300	346,600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400	
44	220, 900	263, 600	302,800	348, 400	370,000	397, 300	438, 700	469, 700	
45	221,800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470,000	
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300		
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372,600	399, 400	440, 700		
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400		
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900		
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375,000	401, 300	442, 300		
51	227, 200	270, 900	313,000	357, 500	375, 800	401,800	442, 700		
52	228, 100	271,800	314,600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100		
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600	443, 500		
54	229, 800	273,600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900		
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300		
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600		
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900		
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300		
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381,000	404, 400	445, 600		
60	233, 900	279,000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900		
61	234, 500	280,000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200		
62	235, 200	281,000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300			
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600			
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900			
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200			
66	237, 300	284, 000	330,000	368, 700	385, 000	406, 500			
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800			
ι ΄΄	201,000	I 201, 100	000,000	555, 100	1 555,500	100,000		l	l

68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 100 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 300 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 600 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 900 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 100 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 300 74 241, 400 290, 200 335, 700 373, 800 389, 300 408, 600 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 700 409, 100 76 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 800 291, 500 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 200 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 7
70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 600 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 900 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 100 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 300 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 389, 300 408, 600 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 900 76 242, 300 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 200 338, 300 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 3
70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 600 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 900 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 100 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 300 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 389, 300 408, 600 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 900 76 242, 300 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 200 338, 300 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 3
71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,900 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,100 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,800 390,000 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,500 375,900 390,600 409,900 80 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,200 338,300 376,400 391,000 410,300 81 244,700 292,200 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378
72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 100 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 300 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 600 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 900 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 800 390, 000 409, 100 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 800 291, 500 337, 500 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 200 338, 300 376, 400 391, 000 410, 300 81 244, 700 292, 200 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 0
73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,300 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,600 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 376,900 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100
74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 600 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 900 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 100 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 82 245, 200 292, 400 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,900 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,100 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,300 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,600 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,900 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,100 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,300 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,600 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100
76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 100 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 300 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 600 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 900 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 100 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 600 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 900 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 100
83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,900 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100
84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,100
85 246, 400 293, 200 340, 100 378, 700 392, 000 411, 300
86 246, 800 293, 500 340, 500 379, 200 392, 300
87 247, 200 293, 800 341, 000 379, 600 392, 600
88 247,600 294,100 341,400 380,000 392,800
00 040 000 004 400 041 700 000 400 000 000
89 248,000 294,400 341,700 380,400 393,000
90 248, 500 294, 800 342, 100 380, 900 393, 300
91 248, 800 295, 100 342, 600 381, 300 393, 600
92 249, 100 295, 500 343, 000 381, 700 393, 800
93 249, 400 295, 700 343, 200 382, 000 394, 000
94 295, 900 343, 600
95 296, 200 344, 100
96 296, 600 344, 500
97 296, 800 344, 700
98 297, 100 345, 100
99 297, 500 345, 500
100 297, 900 345, 800
101 298, 100 346, 100
102 298, 400 346, 500
103 298, 800 346, 900

	104		299, 100	347, 300					
	105		299, 300	347, 800					
	106		299, 600	348, 200					
	107		300,000	348, 600					
	108		300, 300	349, 000					
	109		300, 500	349, 500					
	110		300, 900	349, 900					
	111		301, 300	350, 200					
	112		301,600	350, 500					
	113		301, 800	351,000					
	114		302, 000						
	115		302, 300						
	116		302, 700						
	117		302, 900						
	118		303, 100						
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		304, 100						
	122		304, 300						
	123		304, 600						
	124		304, 900						
	125		305, 200						
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時									
間勤		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358,000	391, 200
務職員									
只		<u> </u>	<u> </u>						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4 (第9条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区	、職務 の級	1級	2級	3級	4級		
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
定年		円	円	円	円		
前再	1	264, 700	346, 600	406, 900	474, 700		
任用	2	267, 200	349, 600	409, 600	477,000		
短時	3	269, 600	352, 400	412, 100	479, 200		
間勤 務職	4	272,000	355, 300	414, 700	481, 500		
員以							
外の	5	274, 100	357, 800	417, 100	483, 700		
職員	6	277,600	360, 800	419, 100	485, 800		
	7	281, 100	363, 800	420, 900	488, 000		
	8	284, 500	366, 600	422, 800	490, 000		
	9	288, 100	368, 700	424, 600	491, 900		
	10	291,600	371, 200	427, 300	494, 000		
	11	295, 200	373, 900	429, 800	496, 100		
	12	298, 700	376, 400	432, 200	498, 200		
	13	302, 200	379, 100	434, 400	500, 300		
	14	306, 100	382, 500	436, 900	502, 200		
	15	310,000	385, 500	438, 900	504, 300		
	16	313, 600	388, 800	441, 000	506, 400		
	17	317, 200	391, 800	443, 000	508, 300		
	18	320, 700	394, 400	445, 200	510, 300		
	19	324, 200	396, 800	447, 400	512, 300		
	20	327, 700	399, 300	449, 500	514, 100		
	21	331, 300	401, 900	450, 900	515, 900		
	22	335, 000	403, 900	453, 300	517, 700		
	23	338, 400	405, 500	455, 600	519, 500		
	24	341, 700	407, 100	457, 800	521, 300		
	25	345, 000	408, 800	459, 800	522, 900		
	26	347, 500	411, 000	462, 100	524, 700		
	27	350, 000	413, 100	464, 300	526, 500		
	28	352, 300	415, 100	466, 600	528, 300		
	29	354, 400	417, 200	468, 700	529, 900		

30	356, 100	419, 300	470, 900	531, 700
31	357, 800	420, 900	473, 200	533, 500
32	359, 600	422,600	475, 300	535, 300
	004 500	404 500	455 400	5 00.000
33	361, 500	424, 500	477, 100	536, 900
34	363, 700	426, 000	479, 200	538, 700
35	365, 800	427, 800	481, 300	540, 400
36	367, 800	429, 600	483, 300	542, 100
37	369, 700	431, 500	485, 400	543, 700
38	371, 900	433, 500	487, 100	545, 300
39	374, 000	435, 300	488, 900	546, 700
40	376, 000	437, 200	490, 700	548, 300
		221, 211	2,	
41	378, 000	439,000	492, 300	549, 800
42	378, 700	440,700	494, 100	551, 200
43	379, 300	442, 400	495, 900	552, 600
44	380,000	444, 200	497, 500	553, 900
45	380, 900	446,000	498, 900	555, 100
46	382, 200	447, 800	500,600	556, 100
47	383, 500	449, 500	502, 400	557, 100
48	384, 800	451, 200	504, 100	558, 100
49	385, 600	452, 800	505, 600	559, 100
50	386, 400	454, 500	506, 900	560, 000
51	387, 200	456, 200	508, 200	560, 900
52	387, 700	457, 900	509, 500	561, 800
53	388, 500	459, 800	510, 500	562, 600
54	389, 300	461,000	511,800	563, 500
55	390, 000	462, 200	513, 100	564, 400
56	390, 700	463, 400	514, 400	565, 300
57	391, 400	464, 400	515, 400	566, 200
58	392, 300	465, 400	516, 200	567, 100
59	393, 000	466, 300	517,000	568, 000
60	393, 600	467, 100	517, 800	568, 700
61	394, 100	467, 900	518, 700	569, 600
62	394, 600	468,600	519, 500	570, 500
63	395, 000	469, 300	520, 400	571, 400
64	395, 400	469, 900	521, 200	572, 300
65	395, 700	470,600	522, 100	573, 200

, .					,
	66		471, 300	523, 000	
	67		471, 900	523, 700	
	68		472, 500	524, 600	
	69		472, 800	525, 500	
	70		473, 400	526, 300	
	71		474, 100	527, 200	
	72		474, 800	528, 100	
			,	,	
	73		475, 200	528, 900	
	74		475, 800	529, 800	
	75		476, 500	530, 700	
	76		477, 200	531, 400	
	70		477, 200	551, 400	
	77		477 000	E20 000	
	77		477, 600	532, 200	
	78 5 3		478, 200	533, 100	
	79		478, 800	534, 000	
	80		479, 300	534, 900	
	81		479, 900	535, 700	
	82		480, 400	536, 600	
	83		480, 900	537, 500	
	84		481, 400	538, 400	
	85		481,800	539, 200	
	86		482, 400	540, 100	
	87		482, 800	541,000	
	88		483, 300	541, 900	
	89		483, 800	542, 700	
	90		484, 400		
	91		485, 000		
	92		485, 400		
	•		, -		
	93		485, 900		
	94		486, 500		
	95		487, 100		
	95 96		487, 600		
	90		407,000		
	97		488, 100		
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額
任用		円	円	円	円
短時					
間勤		297, 300	339, 700	394, 300	467, 400
			Į.	ı	

務職			
員			

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級
の区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400
任用	2	168, 600	204, 400	237, 400	259, 900	289, 200	332, 400
短時	3	170,000	205, 900	238, 700	261, 100	291, 200	334, 300
間勤	4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200
務職							
員以外の	5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000
職員	6	174, 500	210,000	242, 300	264, 600	296, 900	340,000
1945	7	176, 200	211, 200	243, 400	265, 700	298, 700	342,000
	8	177, 800	212, 400	244, 500	266, 700	300, 600	344,000
		•	•			•	
	9	179, 400	213, 800	245, 400	267, 800	302, 400	345, 800
	10	181, 100	215, 300	246, 500	268, 500	304, 000	347, 900
	11	182, 700	216, 800	247, 800	269, 200	305, 500	349, 900
	12	184,600	218, 300	248, 900	270,000	307, 100	351, 900
	13	186,000	219, 700	250, 200	271,000	308, 800	353, 400
	14	187, 800	221, 200	251, 400	272,000	310, 700	355, 400
	15	189, 800	222, 700	252,600	273,000	312, 700	357, 300
	16	191,600	224, 200	253, 800	274, 100	314, 500	359, 300
	17	193, 500	225, 500	254, 600	275, 300	316, 300	361, 100
	18	194, 700	226, 800	255, 800	276, 800	318, 200	363, 100
	19	196, 200	228, 200	256, 900	278, 400	320, 100	365, 100
	20	197,600	229, 500	258,000	280,000	321, 900	367, 000
	21	198,800	230, 600	259, 200	281, 500	323, 700	368, 700
	22	200, 300	231, 700	260,000	283, 100	325, 600	370, 700
	23	201,700	232, 800	260, 800	284, 700	327, 400	372, 700
	24	203,000	233, 900	261,600	286, 300	329, 300	374, 700
	25	204,600	235, 000	262, 500	287, 900	331,000	376, 100
	26	205, 600	236, 200	263, 500	289, 400	332, 900	377, 900
	27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800	379, 700
	28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600	381, 400
	29	209, 000	239, 500	266, 700	293, 800	337, 900	383, 100
	30	210, 100	240, 800	268, 200	295, 300	339, 700	384, 600
	31	211, 200	242, 200	269, 700	296, 800	341, 400	386, 100
	32	212, 300	243, 400	271,000	298, 300	343, 200	387, 600
1	ļ	ļ	ļ	ļ	ļ	ļ	ļ

1 1		I		1	1		1
	33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900	388, 900
	34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700	390, 200
	35	216, 300	246, 600	275, 300	303, 000	348, 500	391, 500
	36	217, 500	247, 800	276, 800	304, 600	350, 300	392, 600
			ŕ	,	,	,	,
	37	218, 500	249,000	278, 100	305, 900	351, 900	393, 700
	38	219, 500	250, 100	279, 500	307, 500	353, 600	394, 800
	39	220, 500	251, 100	280, 800	309,000	355, 200	395, 900
	40	221,500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800	397, 000
	41	222, 400	253,000	283, 200	312, 100	358, 000	397, 800
	42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600
	43	224,000	254,600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400
	44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200
	45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400,600
	46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200
	47	227,600	258, 600	291, 700	320,600	364, 300	401, 700
	48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100
	49	229, 200	261,000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500
	50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800
	51	231,000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100
	52	231,800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400
	53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700
	54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000
	55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300
	56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600
	57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900
	58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200
	59	235, 900	271,600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500
	60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900
	61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100
	62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400
	63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700
	64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000
	0.5	000 100	056 000	015 000	007.000	070 000	407.000
	65 cc	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200
	66 67	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	
	67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	
1 1	68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	

1				1	1		
	69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	
	70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	
	71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	
	72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	
		,	,			, , , , , ,	
	73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	
	74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	
	75	244, 100	285, 300	321, 100	342,800	383, 800	
	76	244, 600	286, 100	321,600	343, 300	384, 400	
	77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	
	78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	
	79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	
	80	245, 700	288,600	323, 600	345, 200	386, 400	
	81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	
	82	246, 200	289,600	324, 700	345, 800	387, 200	
	83	246, 500	290,000	325, 100	346, 200	387, 600	
	84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388,000	
	85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400	
	86		290, 700	326, 500	347, 300		
	87		290, 900	326, 700	347, 600		
	88		291, 100	327, 000	347, 900		
	89		291, 500	327, 400	348, 300		
	90		291, 700	327, 800	348, 600		
	91		291, 900	328, 200	349, 000		
	92		292, 100	328, 600	349, 300		
	93		292, 500	328, 900	349, 700		
	94		292, 700	329, 100	350, 000		
	95		292, 900	329, 500	350, 300		
	96		293, 200	329, 800	350, 600		
	0.5		000 500	000 000	050.000		
	97		293, 500	330, 000	350, 900		
	98		293, 700	330, 300	351, 300		
	99		293, 900	330, 600	351, 700		
	100		294, 200	330, 900	352, 100		
	101		204 500	221 100	252 600		
	101 102		294, 500 294, 700	331, 100 331, 400	352, 600 353, 000		
	102			331, 400			
	103		294, 900 295, 200	331, 800	353, 400 353, 800		
1 1	104		490, 400	332,000	555, 800		

			Ĭ				
	105		295, 500	332, 200	354, 300		
	106			332, 400			
	107			332, 800			
	108			333, 000			
	109			333, 200			
	110			333, 600			
	111			334, 000			
	112			334, 400			
	113			334, 600			
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用		円	円	円	円	円	円
短時							
間勤		180 700	216 200	244 500	257 000	202 100	222 000
務職		189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900
員							

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

·—			- /		-			1
職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4 級	5 級	6 級	7級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183, 500	211,000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800	376, 100
任用	2	184, 900	212, 900	255, 000	273, 300	295, 300	334, 800	378, 700
短時	3	186, 400	214, 900	256, 500	274, 100	296, 900	336, 800	381, 400
間勤 務職	4	187,800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800	384, 000
海 員 以								
外の	5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800	386, 200
職員	6	190, 800	220,600	259, 900	276, 300	301, 500	342, 900	388, 400
	7	192, 300	222, 400	260, 700	277, 000	303, 100	344, 900	390, 700
	8	193, 800	224, 100	261, 400	277, 900	304, 700	346, 900	393, 000
	9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400	394, 900
	10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400	397, 000
	11	198, 300	228, 500	263, 600	280, 300	308, 900	352, 300	399, 200
	12	199, 800	229, 400	264, 300	281, 200	310, 200	354, 300	401, 400
	13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200	403, 300
	14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200	405, 300
	15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200	407, 400
	16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
			004.000			0.4 5 5 0.0	224 422	444 400
	17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400
	18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600
	19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800
	20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
	91	217 200	220 200	271, 300	290, 200	222 500	271 000	410 900
	21 22	217, 300 219, 000	239, 800 241, 400	271, 300	290, 200	323, 500 324, 900	371, 900 374, 000	419, 800 421, 700
	23	219,000	243, 100	272, 700	291, 000	324, 900	374, 000	421, 700
	24	222, 400	244, 500	272, 700	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400
	24	222, 100	211,000	210,000	231, 000	021,000	010, 100	120, 100
	25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000	427, 100
	26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600	428, 700
	27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
	28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
		,	,	,	,~~	, ***	,	, ~~~
	29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300
	30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600
	31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
	32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
		•	,	,	·	,		

1]	
	33	231,600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
	34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441, 000
	35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400
	36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
		201,000	200,000	200, 100	000,000	011,000	000, 100	110,000
	37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
	38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
	39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500
	40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900
	10				011,000	001, 100	100,000	110,000
	41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
	42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600
	43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400
	44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800	452,000
		,	,	,	,	,	,	,
	45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900
	46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600
	47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
	48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
	49	248,000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900
	50	248, 900	267, 300	302, 500	328,000	364, 500	418, 700	456, 600
	51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300
	52	250, 600	268, 900	305, 000	330,600	367, 100	421,000	458, 100
	53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
	54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
	55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400
	56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
	57	254, 500	274, 400	311,000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
	58	255, 400	275, 800	312, 200	338,000	374, 100	427, 000	
	59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
	60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000	
	61	257, 500	279, 600	315, 900	341,500	376, 600	428, 600	
	62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
	63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
	64	259, 600	283, 000	319,600	344, 700	379, 000	430, 000	
	65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500	
	66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900	
	67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	
	68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500	

ı	1	1		l	l	l
69	262,700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900
70		289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	,
71		291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	
72		292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	
			ŕ	ŕ		
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	
74		294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	
75		295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	
78	271,000	299, 500	334,600	358, 900	387, 700	
79		300, 700	335, 700	359, 700	388, 200	
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500	
81	273, 600	302, 400	337, 900	361,000	388, 800	
82	274, 500	303, 600	339,000	361, 500	389, 300	
83	275, 400	304, 700	340,000	362, 100	389, 700	
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390,000	
85	276, 700	306, 900	342,000	363, 200	390, 300	
86	277, 400	308, 100	343,000	363, 700	390, 800	
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392,000	
90	280, 400	312, 700	346,600	365, 600	392, 400	
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
93		315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
94		316, 500	349, 400	367, 500		
95		317, 200	350, 100	367, 900		
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200		
0.7	000 000	010 000	051 100	0.00 0.00		
97		318, 300	351, 100	368, 800		
98		318, 600	351, 500	369, 300		
99		319, 200	352, 000	369, 800		
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300		
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900		
102		320, 200	352, 900	370, 900		
102		320, 800	353, 800	371, 400		
103		321, 400	354, 200	371, 900		
104	± 291, 500	521, 900	554, 200	312,300	l	l

	1	•		1
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900
106	292,600	322, 800	355, 000	373, 400
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400
109	293, 700	324, 200	356, 200	375,000
110	294, 000	324,600	356, 700	375, 400
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377,000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
110	200,000	020,000	000,000	
117	295, 800	326, 800	360,000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 100	360, 900	
	296, 700			
120	290, 700	327, 700	361, 400	
101	007 000	207 000	261 000	
121	297, 000	327, 900	361,800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329,000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301,000	331,600		
135	301, 400	332,000		
136	301, 700	332, 400		
	_,	_, _,		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 200	333, 500		
140	302, 900	333, 900	l	

	141 142	303, 100 303, 500	334, 200 334, 600					
	143	303, 900	334, 900					
	144	304, 200	335, 300					
	145	304, 400	335, 600					
	146	304, 600	336, 000					
	147	304, 900	336, 400					
	148	305, 300	336, 800					
	149	305, 500	337, 100					
	150	305, 700	337, 500					
	151	306, 000	337, 900					
	152	306, 300	338, 300					
	153	306, 700	338, 600					
	154	306, 900	333, 333					
	155	307, 100						
	156	307, 400						
	1.57	207 700						
	157	307, 700						
	158	308, 000						
	159	308, 300						
	160	308, 600						
	161	309, 000						
	162	309, 300						
	163	309, 600						
	164	309, 900						
	165	310, 300						
	166	310,600						
	167	310, 900						
	168	311, 200						
	169	311,600						
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用 短時		円	円	円	円	円	円	円
間勤		996 100	9EC 400	060 600	070 000	900 100	997 900	271 000
務職		236, 100	256, 400	263, 600	273, 800	290, 100	327, 300	371, 800
員		ナー /兄/神師				離昌で組即に		

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の105」を「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の 102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同 項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の 60」を「100分の58.75」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19 年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」 に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月 条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「給料表改定」を「令和4年12月改定給料表」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和5年12月改定給料表の効力発生時期の特例措置)

5 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和5年12月条例第28

- 号)第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例(以下この項において「改正後条例」という。)により改定された給料表及び改正後条例を基準として改定された技能労務職員給与条例に基づく給料表を第3条第1項の規定により準用する場合において、フルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力(次項において「令和5年12月改定給料表の効力」という。)については、令和5年4月1日から生ずるものとする。この場合における第21条第4項の規定の適用については、同項中「第3条から第5条まで」とあるのは、「第3条から第5条まで及び附則第5項」とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、規則で定める職員に対する令和5年12月改定給 料表の効力については、令和6年4月1日から生ずるものとする。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 令和5年12月に支給する期末手当における第14条第1項及び第28条第 1項において準用する給与条例第48条第2項の規定を適用する場合について の当該規定の効力については、令和5年12月1日から生ずるものとする。こ の場合において、規則で定める職員に対する同項の規定の適用については、同 項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と読み替えるもの とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から 施行する。
 - (1) 第1条及び第3条並びに附則第2項から第8項までの規定 公布の日
 - (2) 第2条及び第4条の規定 令和6年4月1日
 - (3) 第5条の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で 定める日
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例(次項及び第6項において「改正後の給与条例」という。)第49条の2第1項第1号並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項及び第6項において「改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第48条第2項及び第3項並びに第48条の4第2項の規定 並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和5年12 月1日から適用する。

(会計年度任用職員の給料等に関する経過措置)

- 4 附則第1項第1号の規定の施行の日から同項第3号の規定の施行の日までの間における甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「会計年度条例」という。)第3条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号。以下「給与条例」という。)及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年3月条例第1号。以下「技能労務職員給与条例」という。)に基づく給料表」とあるのは、「甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和5年12月条例第28号。第21条第4項において「令和5年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例に基づく給料表及び同条例を基準とする単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づく給料表」と、第21条第4項中「第3条から第5条まで」とあるのは、「第3条から第5条まで及び令和5年改正条例附則第4項」と読み替えるものとする。
- 5 附則第1項第1号の規定の施行の日から同項第3号の規定の施行の日までの間における会計年度条例第14条第1項及び第28条第1項において準用する甲府市職員給与条例第48条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と読み替えるものとする。(給与の内払)
- 6 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合 においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例、第3条の規定に よる改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は 第5条の規定による改正前の甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後 の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の甲府市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

7 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年9月 条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第25項及び第26項中「改正後の給与条例第9条第1項」を「甲府市職員給与条例第9条第1項」に改める。

(規則への委任)

8 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第29号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例 第1条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例(昭和51年7月条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を次のように改 正する。

第3条中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された 期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第30号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のよう に改正する。

第26条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条 第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の 67.5」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

高等学校教育職給料表

職員	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級	
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年		円	円	円	円	円	
前再	1	177, 200	219, 700	274, 900	337, 600	418, 700	
任用	2	178, 700	221, 400	277, 200	339, 600	420, 500	
短時 間勤	3	180, 300	222, 900	279, 500	341,600	422, 300	
務職員以	4	181,800	224, 400	281,600	343, 600	423, 900	
外の	5	183, 400	226, 100	283, 800	345, 600	425, 400	
職員	6	185, 300	227, 400	286, 000	347, 200	426, 900	
	7	187, 100	228,600	288, 200	348, 800	428, 700	
	8	189, 000	229, 900	290, 300	350, 300	430, 500	
	9	190, 700	231,600	292, 400	351,800	432, 200	
	10	192, 800	233, 300	294, 700	353, 800	434,000	
	11	194, 800	235, 000	297, 000	355, 800	435, 900	
	12	196, 800	236, 600	299, 100	357, 700	437, 700	
	13	198, 800 238, 100		301, 300	359, 600	439, 400	
	14	200, 900	240, 100	303, 100	361, 500	441, 300	
	15	203, 000	242,000	304, 900	363, 300	443, 100	
	16	205, 100	243, 900	306, 600	364, 900	445, 000	
	17	207, 300	245, 600	308, 200	366, 500	446, 700	
	18	209, 400	248,000	310, 400	368, 300	448,500	
	19	211, 600	250, 400	312, 500	370, 100	450, 300	
	20	213, 500	252, 800	314, 800	371, 900	452, 100	
	21	215, 700	255, 200	316, 800	373, 500	453, 700	
	22	217, 300	257, 600	319, 000	375, 400	455, 400	
	23	218, 800	259, 900	321, 200	377, 100	457, 300	
	24	220, 300	262, 100	323, 500	378, 800	459, 000	
	25	221, 800	264, 300	325, 700	380, 100	460,700	
	26	223, 000	266, 500	327, 900	381, 900	462, 300	
	27	224, 200	268, 900	330,000	383, 700	463, 900	
	28	225, 500	271, 000	332, 000	385, 600	465, 400	
	29	226, 800	273, 300	334, 000	387, 400	466, 900	
	30	228, 300	275, 600	335, 400	389, 200	468, 200	
	31	229, 900	277,800	336, 800	391, 100	469, 500	

32	231, 300	279, 900	338, 400	393, 000	470, 800
33	232, 700	282,000	339, 900	394, 600	472, 000
34	234, 400	284, 200	341, 900	396, 300	472, 700
35	236, 200	286, 300	344, 000	397, 900	473, 400
36	237, 700	288, 200	345, 800	399, 600	474, 100
30	231, 100	200, 200	343,000	333,000	474, 100
37	239, 100	290, 300	347, 700	400, 800	474, 700
38	240,600	292,000	349, 600	402, 200	
39	242, 100	293, 800	351, 500	403, 600	
40	243,600	295, 500	353, 400	405, 000	
41	245, 000	296, 800	355, 300	406, 600	
42	246, 300	298, 800	357, 200	408, 000	
43	247, 500	300, 700	359, 100	409, 300	
44	248, 600	302, 700	361, 000	410, 700	
	,				
45	249, 700	304, 700	362, 800	412, 100	
46	250, 900	306, 800	364, 700	413, 400	
47	252, 100	309, 000	366, 600	414, 900	
48	253, 100	311, 200	368, 500	416, 400	
		,		,	
49	254, 200	313, 300	370, 100	418, 000	
50	255, 500	315,600	371, 900	419, 400	
51	256, 700	317,800	373, 800	421,000	
52	258,000	319, 900	375, 800	422, 500	
53	259, 100	322,000	377, 600	424, 200	
54	260, 300	323, 500	379, 400	425, 700	
55	261,600	325,000	381, 100	427, 300	
56	262, 600	326, 500	382, 700	428, 900	
57	263, 700	328, 200	384, 200	430, 400	
58	264, 400	330, 200	385, 800	431, 900	
59	265, 400	332, 200	387, 400	433, 100	
60	266, 400	334, 100	389, 000	434, 300	
61	267, 300	335, 900	390, 200	435, 500	
62	268, 100	337, 900	391,600	436, 800	
63	268, 900	339, 900	393, 000	438, 100	
64	269, 700	341,800	394, 300	439, 300	
65	270, 800	343, 500	395, 500	440, 500	
66	272, 100	345, 500	396, 700	441, 700	
67	273, 400	347, 500	398, 000	442, 900	

	68	274, 700	349, 500	399, 300	444, 100	
	69	275, 900	351, 300	400,600	445, 300	
	70	277, 100	353, 200	401, 900	446, 500	
	71	278, 300	355, 100	403, 300	447, 700	
	72	279, 500	357, 000	404, 500	448, 900	
		2.0,000	331, 333	101,000	113,000	
	73	280, 500	358, 600	405, 700	450,000	
	74	281, 500	360, 500	407, 100	450, 600	
	75	282, 500	362, 300	408, 500	451, 100	
	76	283, 400	364, 200	409, 800	451,600	
	77	284, 300	366, 000	411,000	452, 100	
	78	285, 200	367, 700	412, 200	402, 100	
	79	286, 100	369, 300	413, 500		
	80	287, 000	370, 900	414, 900		
	00	201, 000	510, 500	414, 500		
	81	287, 800	372, 300	416, 200		
	82	288, 900	373, 800	417, 400		
	83	289, 900	375, 200	418, 400		
	84	290, 900	376, 500	419,600		
	85	291, 900	377, 600	420, 800		
	86	292, 900	379,000	422,000		
	87	293, 900	380, 400	423, 200		
	88	294, 900	381,700	424, 200		
	89	296, 000	382, 900	425, 300		
	90	297, 100	384, 200	426, 300		
	91	298, 200	385, 300	427, 300		
	92	299, 200	386, 500	428, 300		
	32	233, 200	300, 300	420, 500		
	93	299, 700	387,700	429, 200		
	94	300, 700	388, 800	430,000		
	95	301,800	390,000	430, 800		
	96	303,000	391, 200	431,600		
	97	304, 000	392, 600	432, 400		
	98	305, 100	393, 600	432, 800		
	99	306, 100	394, 600	433, 200		
	100	307, 100	395, 600	433, 600		
	101	307, 900	396, 500	434, 000		
	102	309, 000	397, 500	434, 300		
	103	310,000	398, 600	434, 600		
I	1	,	1	1,	ı İ	

104	311,000	399, 700	434, 800	
105	311,600	400, 400	435, 100	
106	312, 500	401, 300	435, 400	
107	313, 300	402, 200	435, 700	
108	314, 100	403, 100	435, 900	
109	314, 800	403, 900	436, 100	
110	315, 200	404,800		
111	315,600	405, 600		
112	316, 100	406, 400		
	·			
113	316,600	407,000		
114	317, 000	407, 700		
115	317, 500	408, 400		
116	317, 900	409, 100		
110	311, 300	403, 100		
117	318, 400	409,700		
118	318, 900	410, 200		
119	319, 300	410,600		
120	319, 800	411,000		
121	320, 300	411, 300		
122	320, 700	411,600		
123	321, 200	411, 900		
124	321, 700	412, 100		
	,	,		
125	322, 300	412, 300		
126	322,600	412,600		
127	322, 900	412, 900		
128	323, 200	413, 100		
	,	,		
129	323, 400	413, 300		
130	323, 700	413,600		
131	324, 000	413, 900		
132	324, 300	414, 100		
	•	,		
133	324, 500	414, 300		
134	324, 700	414, 600		
135	324, 900	414, 900		
136	325, 200	415, 100		
	,	110, 100		
137	325, 500	415, 300		
138	325, 700	415,600		
139	326,000	415, 900		

	140	326, 300	416, 100			
	141	326, 500	416, 300			
	142	326, 700	416,600			
	143	327, 000	416, 900			
	144	327, 200	417, 100			
	1.45	207 500	417, 200			
	145	327, 500	417, 300			
	146	327, 700				
	147	328, 000				
	148	328, 300				
	149	328, 500				
	150	328, 700				
	151	329, 000				
	152	329, 300				
	153	329, 500				
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額
任用		円	円	円	円	円
短時						
間勤		235, 000	275, 300	304,000	332, 200	416, 600
務職		200,000	210,000	501,000	302, 200	410,000
員						

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第9条関係)

商科専門学校教育職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年		円	円	円	円	円	
前再	1	201, 700	234, 600	290, 700	355, 900	479,000	
任用	2	204, 200	236, 700	293, 300	358, 800	481, 100	
短時 間勤	3	206, 900	238, 600	295, 700	361, 500	483, 100	
務職	4	209, 500	240, 500	298, 000	364, 600	485, 100	
員以外の	5	212, 300	242, 400	300, 300	367, 400	487, 000	
職員	6	212, 300	242, 400	300, 300	369, 200	488, 900	
		213, 100	244, 100	302, 600	371, 400	490, 800	
	7						
	8	220, 700	247, 300	307, 100	373, 900	492, 700	
	9	223, 500	249, 300	309, 200	375, 600	494, 700	
	10	226, 000	251,600	311, 700	377,600	496, 700	
	11	228, 600	253, 900	314, 100	379, 600	498,600	
	12	230, 900	255, 900	316, 500	381, 400	500, 500	
	13	233, 100	257, 900	318, 700	383, 200	502, 200	
	14	234, 700	260, 200	320, 700	385, 100	504, 000	
	15	236, 400	262, 400	322, 700	386, 700	505, 800	
	16	237, 900	264, 600	324, 400	388, 300	507, 600	
	17	239, 600	266, 700	326, 600	390,000	509, 300	
	18	240, 900	269, 500	328, 800	392, 200	511,000	
	19	242, 100	272, 300	331,000	394, 400	512,800	
	20	243, 300	275,000	333, 200	396, 500	514, 600	
	21	245, 000	277, 600	335, 100	398, 600	516, 200	
	22	246, 800	280, 200	337, 600	401, 000	517, 800	
	23	248, 600	282, 700	339, 900	403, 400	517, 800	
	24	250, 300	285, 100	342, 700	405, 700	520, 900	
		,	,	,	,	,	
	25	251, 900	287, 500	345, 100	408,000	522, 400	
	26	253, 700	290,000	347, 400	410, 300	523, 800	
	27	255, 600	292, 400	350, 000	412,600	525, 200	
	28	257, 400	294, 900	352, 600	414, 900	526, 500	
	90	250 000	207 200	354 000	A16 700	597 600	
	29	259, 000	297, 300	354, 900 357, 200	416, 700	527, 600 528, 600	
	30	260, 600	299, 400	357, 200	419, 100	528, 600	
	31	262, 200	301, 400	359, 400	421, 400	529, 600	

	32	263, 800	303, 400	361,600	423, 600	530, 600
	33	265, 400	305, 200	363, 800	425, 200	531, 400
	34	267, 000	307, 300	365, 500	427, 500	532, 200
	35	268, 500	309, 400	366, 900	429, 700	533, 100
	36	269, 800	311, 300	368, 300	432, 000	534, 000
		200,000	011, 000	000,000	102, 000	001, 000
	37	270, 800	313, 100	370,000	434, 000	534, 800
	38	272, 200	314, 700	372, 100	436, 200	535, 700
	39	273, 600	316, 200	374, 100	438, 400	536, 300
	40	275, 000	317,600	376, 100	440, 600	536, 800
	41	276, 300	318, 800	378, 100	442, 900	537, 400
	42	277, 400	320, 700	380, 000	445, 100	538, 100
	43	278, 300	322, 300	381, 800	447, 400	538, 800
	44	279, 100	324, 300	383, 600	449, 700	539, 300
	45	280, 000	326, 000	385, 100	451, 800	539, 800
	46	280, 800	327, 900	386, 800	453, 800	540, 500
	47	281, 400	330,000	388, 600	455, 900	541, 100
	48	282, 100	332,000	390, 500	458, 000	541, 700
		,	, , , , , ,			
	49	282, 800	334,000	391, 400	460, 100	542, 200
	50	283, 300	336, 100	393, 100	462, 200	
	51	283, 700	338, 100	394, 700	464, 300	
	52	284, 200	340, 100	396, 300	466, 400	
	53	284, 700	342, 100	397, 300	468, 200	
	54	285, 200	343, 300	398, 900	469, 800	
	55	285, 700	344, 500	400, 400	471, 500	
	56	286, 200	345, 700	402, 100	473, 100	
	57	286, 700	347, 100	403, 400	474, 500	
	58	287, 600	348, 900	405, 000	475, 600	
	59	288, 500	350, 600	406, 600	476, 700	
	60	289, 500	352, 300	408, 100	477, 800	
		200,000	002,000	100,100	1, 000	
	61	290, 400	353, 900	409, 300	478, 900	
	62	291,600	355, 600	410, 900	480, 000	
1	63	292, 600	357, 200	412, 400	481, 100	
	64	293, 600	358, 800	413, 900	482, 200	
	65	294, 500	360, 500	415, 300	483, 200	
	66	295, 400	362, 200	416, 200	484, 300	
	67	296, 300	363, 900	417, 100	485, 300	

68	297, 300	365, 400	418, 000	486, 400
69	298, 000	366, 900	418, 900	487, 300
70	298, 700	368, 600	419, 900	488, 300
71	299, 400	370, 200	420, 900	489, 300
72	300, 100	371, 800	421, 700	490, 300
12	000, 100	011,000	121, 100	130, 800
73	300, 800	373, 100	422, 400	491, 200
74	301, 700	374, 700	423, 200	492, 200
75	302,600	376, 100	424, 100	493, 200
76	303, 400	377, 700	425, 000	494, 200
77	304, 100	379, 300	426, 000	495, 100
78	304, 900	381, 000	427, 000	495, 900
79	305, 700	382, 500	427, 900	496, 800
80	306, 500	384, 100	428, 800	497, 700
00	500, 500	304, 100	120,000	431,100
81	307, 200	385, 500	429, 500	498, 500
82	308,000	386, 900	430, 400	499, 300
83	308, 800	388, 400	431, 300	500, 100
84	309, 600	389, 900	432, 100	500, 900
85	310,000	390, 900	433, 000	501, 400
86	310, 700	392, 200	433, 800	502, 000
87	311, 400	393, 600	434, 600	502, 800
88	312, 300	394, 900	435, 500	503, 600
89	313, 200	396, 100	436, 200	504, 300
90	314, 000	397, 200	436, 700	505, 100
91	314, 700	398, 200	437, 300	505, 700
92	315, 400	399, 300	437, 700	506, 100
32	313, 400	333, 300	431,100	300, 100
93	316,000	400, 100	438, 200	506, 600
94	316, 700	401, 200	438, 700	507, 200
95	317, 300	402, 300	439, 100	507, 700
96	317, 900	403, 200	439, 500	508, 200
0.7	210 200	404 100	420 700	500 600
97	318, 300	404, 100	439, 700	508, 600
98	318, 700	405, 000	440, 100	
99	319, 100	405, 900	440, 400	
100	319, 400	406, 800	440, 700	
101	319, 700	407, 600	441,000	
102	320,000	408, 600	441, 300	
103	320, 300	409, 600	441,600	

104	320,600	410,600	441, 900	
105	321, 100	411, 200	442, 100	
106		411, 900	442, 400	
107	1	412, 600	442, 700	
108		413, 200	442, 900	
100	022, 100	110, 200	112,000	
109	322, 800	413, 700	443, 100	
110	323, 300	414, 100	443, 400	
111	323, 700	414, 400	443, 700	
112	324, 200	414, 700	443, 900	
113	324, 500	414, 900	444, 100	
114		415, 200		
115		415, 500		
116		415, 800		
	323, 333	110,000		
117	326, 100	416, 000		
118	326, 500	416, 300		
119	327, 000	416, 600		
120	327, 500	416, 800		
121	327, 700	417, 000		
122	328, 100	417, 300		
123	328, 600	417, 600		
124	328, 900	417, 800		
125	329, 100	418, 000		
126	329, 400			
127	329, 900			
128	330, 400			
129				
130	331,000			
131	331, 500			
132	331, 900			
133	332, 100			
134				
135				
136				
	,			
137	333, 500			
138	333, 900			
139	334, 300			

	140	334, 700				
	141	335, 200				
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額
任用		円	円	円	円	円
短時						
間勤		949 700	204 200	211 200	276 200	470 400
務職		248, 700	294, 300	311, 800	376, 800	470, 400
員						

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、 同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分 の70」を「100分の68.75」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に 改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例(次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第3の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定は、 令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与 条例の規定による給与の内払とみなす。

(甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年9月条例第31 号)の一部を次のように改正する。 附則第3項及び第4項中「改正後の給与条例第9条第1項」を「甲府市学校職員給与条例第9条第1項」に改める。

(教育委員会への委任)

6 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

甲府市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第35号

甲府市興行場法施行細則の一部を改正する規則

甲府市興行場法施行細則(平成31年3月規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出)

第2条の2 法第2条の2第2項の規定による営業の譲渡による興行場の営業者の 地位の承継の届出は、譲渡による興行場営業者地位承継届(第1号様式の2)に よらなければならない。

第1号様式注3を削る。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条の2関係)

譲渡による興行場営業者地位承継届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

 住 所

 氏 名
 印

 生年月日
 年 月 日生

 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号
 電話番号

譲渡による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

興行場の名称				
興行場の所在地				
営業を譲渡した者の	住所			
住所及び氏名(法人	14//1			
にあっては、主たる				
事務所の所在地、名	氏名			
称及び代表者の氏	P(-)H			
名)				
譲渡の年月日		年	月	日

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
 - 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第36号

甲府市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

甲府市旅館業法施行細則(平成31年3月規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(譲渡による地位の承継の申請)

第2条の2 省令第1条の3第1項の申請書は、譲渡による旅館業営業者地位承継 承認申請書(第1号様式の2)とする。

第1号様式注3を削る。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

譲渡による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

(譲渡人) 住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

(譲受人) 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

譲渡による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請 します。

営	業	施	ŧ	ያ	の	名	称	
営	業	施	設	Ø	所	在	地	
譲	渡	Ø	予	定	年	月	B	年 月 日
各步	受人だ 号にま 当する	亥当-	する	こと	: の本	T無.		有・無 内容(有の場合)

- 注1 旅館業の譲渡を証する書類を添付すること。 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写しを添付する こと。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の 調整をして使用することができる。

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第37号

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

甲府市公衆浴場法施行細則(平成31年3月規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(譲渡による地位の承継の届出)

第2条の2 省令第1条の2第1項の届書は、譲渡による公衆浴場営業者地位承継届(第1号様式の2)とする。

第1号様式注3を削る。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条の2関係)

譲渡による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

 住
 所

 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日生

 (法人にあっては、主たる事務所の)
 所在地、名称及び代表者の氏名
 電話番号

譲渡による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称					
公衆浴場の所在地	百				
営業を譲渡した 者の住所及び氏 名(法人にあっ ては、主たる事	住所				
務所の所在地、 名称及び代表者 の氏名)	氏名				
譲渡の年月日			年	月	日

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
 - 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第38号

甲府市理容師法施行細則の一部を改正する規則

甲府市理容師法施行細則(平成31年3月規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(譲渡による地位の承継の届出)

- 第4条の2 省令第20条の2の届出書は、譲渡による理容所開設者地位承継届 (第4号様式の2)とする。
 - 第1号様式注3を次のように改める。
 - 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。
 - 第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2 (第4条の2関係)

譲渡による理容所開設者地位承継届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

 住 所

 氏 名
 印

 生年月日
 年 月 日生

 (法人にあっては、主たる事務所の)
 所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号

譲渡による理容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

理容所の名称				
理容所の所在地				
検査確認証の発行年月日及		年	月	П
び番号		第		号
営業を譲渡した者 の住所及び氏名 (法人にあって	住所			
は、主たる事務所 の所在地、名称及 び代表者の氏名)	氏名			
譲渡の年月日		年	月	日

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
 - 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の 調整をして使用することができる。

甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月12日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市規則第39号

甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

甲府市クリーニング業法施行細則(平成31年3月規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (9) 界面活性剤消毒(逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に摂氏30度以上で30分間以上浸すものをいう。)
- (10) 過酢酸消毒(過酢酸濃度が1リットルにつき150ミリグラム以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸すもの又は過酢酸濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸すものをいう。)

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 過酢酸濃度が1リットルにつき150ミリグラム以上かつ摂氏60度以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むもの又は過酢酸濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上かつ摂氏50度以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含む洗濯方法

第5条の次に次の1条を加える。

(営業の譲渡による地位の承継の届出)

第5条の2 省令第2条の2の届出書は、譲渡によるクリーニング所又は無店舗取 次店営業者地位承継届(第5号様式の2)とする。

第6条中「第2条の2」を「第2条の3」に改める。

第7条中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第8条中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

第1号様式注3を削る。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

譲渡によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届

年 月 日

阐

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名

生年月日

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

譲渡による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗 取次店の名称	
クリーニング所の所在地	
無 業務用車両の保管場 所	
取 次 店 自動車登録番号又は 車両番号	
営業を譲渡した者 の住所及び氏名 住 所 (法人にあって	
は、主たる事務所 の所在地、名称及 び代表者の氏名) 氏 名	
譲渡の年月日	年 月 日

注 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の 調整をして使用することができる。

甲府市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第40号

甲府市美容師法施行細則の一部を改正する規則

甲府市美容師法施行細則(平成31年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(譲渡による地位の承継の届出)

- 第4条の2 省令第20条の2の届出書は、譲渡による美容所開設者地位承継届 (第4号様式の2)とする。
 - 第1号様式注3を次のように改める。
 - 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。
 - 第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2 (第4条の2関係)

譲渡による美容所開設者地位承継届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

 住 所

 氏 名
 ⑩

 生年月日
 年 月 日生

 (法人にあっては、主たる事務所の)
 所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号

譲渡による美容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

美容所の名称				
美容所の所在地				
検査確認証の発行年月日及		年	月	日
び番号		第		号
営業を譲渡した者 の住所及び氏名 (法人にあって	住所			
は、主たる事務所 の所在地、名称及 び代表者の氏名)	氏名			
譲渡の年月日		年	月	日

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
 - 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第41号

甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改 正する規則

甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成31年3月規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4号様式(その3)を第4号様式(その4)とし、第4号様式(その2)を第4号様式(その3)とし、第4号様式(その1)を第4号様式(その2)とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所 氏 名

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

食鳥処理業者地位承継届

食鳥処理業者の地位を譲渡により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食 鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の					
食鳥処理場の所在地					
事業を譲渡した者の 住所及び氏名(法人に	住 所				
あっては、主たる事務 所の所在地、名称及び 代表者の氏名)	氏 名				
譲渡の年月日		年	月	Ħ	

添付書類

事業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の 調整をして使用することができる。

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第42号

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

甲府市食品衛生法施行細則(平成31年3月規則第18号)の一部を次のように 改正する。

第7条中「省令」の次に「第67条の2第1項、」を、「第70条第1項」の次に「(これらの規定を省令第70条の2第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第11条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第3号様式【裏面】中

Γ

		施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可)		
		(飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		を
		営業を譲り受けたことを証する書類 (事業承継の場合)		
			J	
Γ				
		施設の構造及び設備を示す図面		
]	(飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		に改め、
			J	
Γ				
	事	営業の譲渡者の署名(営業の譲渡を証する書類がある場合は	は不要	<u>(</u>)
	業			
	譲			2

渡

削り、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

第4号様式を次のように改める。

年 月 日

整理番号

※届出者による記載は不要です。

(あて先) 甲府市長

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので、食品衞生法(第 56 条第 2 項・第 57 条第 2 項)の 規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 中請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

-	5-9 a												
地位を承継する者の情報	郵便番号:	I便番号:			話番号:		FAX 番号:						
	電子メールアドレス:	法人番号:											
	申請者・届出者住												
者の	(ふりがな)							(生年月日)	年	月	日生		
情報	中請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名						被相続人との続柄						
	郵便番号:				電話番号:			FAX 番号:					
	電子メールアドレス:							法人番号:					
	譲渡した者の氏名(社		(ふりがた	z)									
鐮	にあってはその名称及 代表者の氏名)	ξŪ.											
譲渡した者	譲渡した者の住所(社 にあってはその所在地												
者	譲渡年月日		年	月	Ħ								
	□騰波が行われたことを証する書類 ・騰波契約書等の写し等、当事者による騰渡の意思 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後												
	郵便番号:			覆	話番号:			FAX 番号:					
	電子メールアドレス:												
被	被相続人の氏名		(ふりがた	z)									
被相続													
٨	被相続人の住所												
	相続開始年月日		年	月	Ħ								
	添付書類	○戸籍謄本又は□法定相続情報一覧図					□同意書	*(相続人が二名以上	:いる場合	合)			
	郵便番号:	·			電話番号:			FAX 番号:					
合併により消滅した法	電子メールアドレス:						法人	番号:					
	合併により消滅した法人の (ふりが			な)									
	名称及び代表者氏名												
感した	合併により消滅した法 所在地	人の											
法人	合併年月日		年	月	Ħ								
	添付書類	□登	記事項証明	書	(合併後存続	する法人又	は設立され	た法人の登記事項語	E明書)				

	郵便番号:				電話番号:			FAX 番号:		
	電子メールアドレス:				法人			番号		
分割前の法人	分割前の法人の名称及び 代表者の氏名		(ふり	ふりがな)						
前の										
法人	分割前の法人の所在地								_	
	分割年月日		年 月		B B					
Ш	添付書類	□登記事項証明書			ト (分割により1	営業を承継した初	も人の	登記事項証明書)		

	郵	更番 号 :	電話番号	:	FAX 番号:							
	电	電子メールアドレス:										
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)											
営業	(ふりがな)											
営業施設情報	施	股の名称、屋号、商号										
帽報		許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考							
	1	番号 年 月	H									
	2	番号 年 月	B									
	3	番号 年 月	H									
	4	番号 年 月	H									
	5	番号 年 月	B									
	郵	更番号:	電話番号	:	FAX 番号:							
	電	子メールアドレス:										
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)											
営業	(,	(ふりがな)										
営業施設情報	施	施設の名称、屋号、商号										
報		許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考							
		番号 年 月										
	2	番号 年 月										
	3	番号 年 月										
	4	番号 年 月										
	5	番号 年 月	B									
	郵	更番号:	電話番号	:	FAX 番号:							
	電	子メールアドレス:										
	施	股の所在地(自動車において調理する	5営業の場	合は、当該自動車の自動車登録番号)								
営業	(,	ふりがな)										
営業施設情報	施	段の名称、屋号、商号										
韓		許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考							
	\blacksquare	番号 年 月										
	$\overline{}$	番号 年 月										
	3	番号 年 月										
	4	番号 年 月										
Н	5	番号 年 月	H									
備考												

第(6号様式【裏面(青塗り箇所):許可のみ】中			
Γ				
	施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可)			
	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		を	
	営業を譲り受けたことを証する書類 (事業承継の場合)			
		J		
Γ				
	施設の構造及び設備を示す図面			
	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		に、	「許
		J		
可番号	号」を「許可の番号」に改める。			
第	7号様式中			
Γ				
	施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可)			
	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		を	
	営業を譲り受けたことを証する書類 (事業承継の場合)			
		J		
Γ				
	施設の構造及び設備を示す図面			
	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		に改	め、
		J		
Γ				
事	国 営業の譲渡者の署名(営業の譲渡を証する書類がある場合	は不要	.)	
業				
譲				を
渡	E Company of the Comp			
				1

削り、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第11条の改正規 定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の 調整をして使用することができる。

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第43号

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則(平成28年 12月規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(立入調査等)」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「第1号様式の4」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)」を「法」に、「第1号様式」を「第1号様式の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第2項の規定により報告を求める場合は、空家等に係る 事項に関する報告徴収書(第1号様式)により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書(第1 号様式の2)により行うものとする。

第2条の次に次の3条を加える。

(管理不全空家等の通知等)

- 第2条の2 市長は、空家等が管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空家等該当通知書(第2号様式)により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知できないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該管理不全空家等の

所有者等が修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより当該管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等解除通知書(第2号様式の2)により当該所有者等に対し通知するものとする。

(管理不全空家等に対する指導)

第2条の3 法第13条第1項に規定する指導は、管理不全空家等指導書(第2号 様式の3)により行うものとする。

(管理不全空家等に対する勧告)

第2条の4 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等勧告書(第2 号様式の4)により行うものとする。

第3条第1項中「、当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等(空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)であることを」を削り、同条第2項中「除却、」を削り、「特定空家等状態改善通知書」を「特定空家等解除通知書」に改める。

第4条の見出し中「助言」を「特定空家等に対する助言」に改め、同条中「第 14条第1項」を「第22条第1項」に、「助言・指導書」を「特定空家等助 言・指導書」に改める。

第5条の見出しを「(特定空家等に対する勧告)」に改め、同条中「第14条第 2項」を「第22条第2項」に、「勧告書」を「特定空家等勧告書」に改める。

第6条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同条第4項中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条第5項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第7条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、「(以下「代執行」という。)」を削り、同条第2項中「代執行」を「前項に規定する代執行又は法第22条第11項の規定による代執行」に改める。

第8条中「第14条第11項」を「第22条第13項」に改める。

第10条中「、緊急措置の実施に係る同意書(第16号様式)により」を削り、 同条に次の1項を加える。

2 市長は、条例第9条第1項の規定による措置を講じたときは、緊急措置実施通

知書(第16号様式)によりその旨を当該措置に係る特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

第1号様式中「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第3条の規定により、空家等(居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいいます。)の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。」を削り、「法第14条第1項」を「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第22条第1項」に、「用途」を「用途」に、「第16条第2項」を「第30条第2項」に改め、同様式を第1号様式の3とし、同様式の前に次の2様式を加え

る。

第1号様式(第2条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長即

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなた(相続人である場合を含みます。)が所有し、又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等所 在 地用 途所有者等の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限 年 月 日
- ・ 上記4の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が 特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規

定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・ 指導、勧告、命令を行なうことがあります。

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、甲府市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第1号様式の2 (第2条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

提出者 住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地及び名称並びに代表者の氏名)

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第9条第2項に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等所 在 地用 途所有者等の住所及び氏名
- 2 報告事項

3 添付書類

備考

・ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第2号様式(裏面)中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員 又はその委任した者に」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に 関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に」に、「これを犯罪捜査」 を「犯罪捜査」に改め、同様式を第1号様式の4とし、同様式の次に次の4様式を 加える。 第2号様式 (第2条の2関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

甲府市長

管理不全空家等該当通知書

あなた(相続人である場合を含みます。)が所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第13条第1項の指導を行うことになります。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしましたが、あなた(複数の方が所有者等となる場合があります。)が所有し、又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出して下さい。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた(複数の方が所有者等となる場合があります。)を所有者等とし、今後も情報の提供、指導等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 対象となる空家等

所 在 地

用 途

所有者等の住所及び氏名

- 2 空家等の状態(管理不全空家等と認められる理由)
- 3 担当職員の所属及び連絡先

4 管理不全空家等に関する情報提供

- ・ 当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該 当することとなるおそれが大きいと認められるときは、法第13条第2項の勧告 を行う可能性があります。
- ・ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第2号様式の2 (第2条の2関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長印

管理不全空家等解除通知書

あなた(相続人である場合を含みます。)が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年 法律第127号)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当しないと認め られますので、その旨を通知します。

なお、本解除通知は、再度の管理不全空家等の該当判断を妨げるものではありませんので、今後も引き続き、当該空家等の適切な管理をお願いいたします。

記

1 対象となる空家等所 在 地用 途

2 管理不全空家等に該当しないと認めた日

年 月 日

- 3 管理不全空家等に該当しない理由
- 4 担当職員の所属及び連絡先

第2号様式の3 (第2条の3関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長

印

管理不全空家等指導書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、法第13条第1項の規定に基づき、下記の措置を講じるように指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等 所 在 地 用 途 所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 措置に関する情報提供
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで 報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施しない場合は、法第13条第2項の勧

告を行うことがあります。

- ・ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった 場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

第2号様式の4 (第2条の4関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長

印

管理不全空家等勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して 年 月 日付け 第 号にて対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がされませんでした。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等 所 在 地 用 途 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで 報告をすること。

- ・ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった 場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

第3号様式中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「用 途」を

「3 所有者等の住所及び氏名

• 建築物等

「用 途

その敷地

所有者等の住所及び氏名」 に、

な

- 4 所有者等と判断した理由
- 5 担当職員の所属及び連絡先」

「3 担当職員の所属及び連絡先

- ・ 当該特定空家等の状態が改善されない場合は法第22条第1項の助言又は 指導へ移行することがあります。
- ・ 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第22条第2項の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

に改める。

第4号様式中「特定空家等状態改善通知書」を「特定空家等解除通知書」に改め、「。以下「法」といいます。」を削り、「引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、」を「なお、本解除通知は、再度の特定空家等の該当判断を妨げるものではありませんので、今後も引き続き、当該空家等の適切な管理を」に改める。

第5号様式中「助言・指導書」を「特定空家等助言・指導書」に、「第14条第 1項」を「第22条第1項」に、

「5 その他

必要な措置については、 年 月 日までに改善願います。 改善がなされない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、勧告を行い を ます。

「5 措置の期限

年 月 日

- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の 者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施しない場合は、法第22条第2 に 項の勧告を行うことがあります。
- ・ 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

改める。

第6号様式中「勧告書」を「特定空家等勧告書」に、

「あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により助言・指導 しましたが、指定の期日までに改善されませんでしたので、空家等対策の 推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項の 規定に基づき勧告します。

を

「 あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」といいます。)第2条第2項に 定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して 年 月 日付け 第 号にて対策を講じるように助言、指導してき に、 たところでありますが、現在に至っても改善がされませんでした。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。 」「上記2に示す」を「上記2の」に、「上記4に示す」を「上記4の」に、「空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項」を「法第22条第3項」に、

「・ 上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第 349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に 対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている を 場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象か ら除外されることとなります。

- 「・ 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当に改該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。 」 める。

第7号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「基づく命令を行う」を「基づき命ずる」に、「上記2に示す」を「上記2の」に、「上記4に示す」を「上記4の」に、「空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項」を「法第30条第1項」に、「空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項」を「法第22条第9項」に、「手続き」を「手続」に、

- 「・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起 を 算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 「・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
 - ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟 法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、甲府市長 を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、 処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、

処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 」 改める。

第8号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「命令する」を「命ずる」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「上記2に示す」を「上記2の」に、「上記4に示す」を「上記4の」に改める。

第11号様式中「第14条第6項」を「第22条第6項」に、「第14条第7項」を「第22条第7項」に、「第14条第8項」を「第22条第8項」に改める。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

甲府市長

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

戒告書

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあな たから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が 生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2)用途
 - (3) 構造
 - (4)規模建築面積 延べ床面積
 - (5)所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、甲府市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第13号様式(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、甲府市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第14号様式(裏面)中「第14条」を「第22条」に改め、同様式を第14号 様式(その1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式(その2) (第7条関係)

(表面)

執行責任者証

第 号

部 課長

上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

甲府市長印

記

- 1 代執行をなすべき事項
 - 勧告書 (年月日付け第号)記載の(

)

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

第22条(略)

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者 たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でも これを呈示しなければならない。 第15号様式中「所有者等」を「所有者」に、「第14条第3項」を「第22条 第3項」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲府市長

印

緊急措置実施通知書

このことについて、 年 月 日付け 発第 号にて空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると通知した下記空家等について、市民等の生命、身体又は財産を保護するために、甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例 (平成28年9月条例第36号) 第9条第1項に定める緊急措置を実施したため、次のとおり通知します。

費用は所有者等が負担することから、別紙納付書にて期限までにお支払いください。

記

- 1 緊急措置を実施した特定空家等 所在地 用 途 所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急措置の内容
- 3 緊急措置に要した費用
- 4 担当職員の所属及び連絡先
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68 号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日

から起算して3箇月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、甲府市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市規則第44号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 甲府市職員給与条例施行規則(昭和27年3月規則第7号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の119以上100分の200」を「100分の124以上100分の210」に、「100分の143以上100分の240」を「100分の148以上100分の250」に改め、同項第2号中「100分の107.5以上100分の119」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の128.5以上100分の143」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の92.5」に、「100分の106.5」を「100分の111.5」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の49」を「100分の51.5」に、「100分の59」を「100分の61.5」に改め、同項第2号中「100分の45.5」を「100分の48」に、「100分の55.5」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の43.5」を「100分の60]に改める。

第2条 甲府市職員給与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の124以上100分の210」を「100分の121.5以上100分の205」に、「100分の148以上100分の250」を「100分の145.5以上100分の245」に改め、

同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の110以上100分の121.5」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の131以上100分の145.5」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の90」に、「100分の111.5」を「100分の109」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の50.25」に、「100分の61.5」を「100分の60.25」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の46.75」に、「100分の58」を「100分の56.75」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の44.75」に、「100分の56」を「100分の54.75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例施行規則の規定は、令和5年 12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 3 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の205(新規則第17条の2に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の245)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)

(雑則)

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第45号

のように改正する。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則 甲府市職員初任給調整手当支給規則(昭和36年8月規則第32号)の一部を次

別表中

Γ

4.9	3	0	8	,	6	0	О
ć	3	0	8	,	6	0	0
4.0	3	0	8	,	6	0	0
• •	3	0	8	,	6	0	0
• •	3	0	8	,	6	0	0
;	3	0	8	,	6	0	0
	3	0	8	,	6	0	0
	3	0	8	,	6	0	0
;	3	0	8	,	6	0	0
~~	3	0	8	,	6	0	0
~~	3	0	8	,	6	0	0
~~	3	0	8	,	6	0	0
Ş	3	0	8	,	6	0	О
	3	0	8	,	6	0	0
Ş	3	0	8	,	6	0	0
Ş	3	0	8	,	6	0	О

Γ

3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	O
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	O
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0
3	0	9,	2	0	0

305, 300		305, 900
302,000	を	302,600
298,700		299, 300
295, 400		296,000
292,100		292,700
278,300		279,700
264,300		265,700
250,800		252, 200
236,900		238, 300
223, 200		2 2 4, 6 0 0
205,600		207,000
188, 500		189, 900
171, 200		172,600
153,600		155,000
135,600		137,000
117, 300		118,700
99,400		100,800
73,400		76,200
49,100		51, 900

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第46号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 技能労務職員の給与に関する規則(昭和43年3月規則第17号)の一部を次の ように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	152, 600	208, 000	240, 900	271,600
任用	2	153, 800	209, 700	242, 400	273, 200
短時	3	155, 000	211, 400	243, 800	274, 700
間勤 務職	4	156, 100	212, 900	245, 200	276, 300
員以					
外の	5	157, 300	214, 400	246, 400	277, 800
職員	6	158, 500	216, 200	248, 000	279, 500
	7	159, 700	217, 900	249, 500	281, 300
	8	160, 900	219, 600	250, 900	283, 100
	9	162, 100	221, 100	252, 000	284, 800
	10	163, 200	222, 600	253, 400	286, 700
	11	164, 400	224, 100	254, 900	288, 500
	12	165, 500	225, 600	256, 200	290, 300
	12	103, 300	223, 000	230, 200	250, 300
	13	166, 600	226, 800	257, 500	292, 100
	14	167, 700	228, 200	258, 700	293, 700
	15	168, 800	229, 600	259, 900	295, 100
	16	169, 900	231,000	261, 100	296, 500
	17	170, 900	232, 400	262, 300	298, 000
	18	172, 300	234, 000	263, 600	300,000
	19	173, 600	235, 500	264, 900	302,000
	20	174, 900	236, 900	266, 200	303, 800
	21	176, 100	238, 100	267, 600	305, 500
	22	177, 600	239, 700	269, 100	307, 400
	23	179, 100	241, 200	270, 700	309, 300
	24	180, 700	242, 600	272, 200	311, 100
	25	101 000	242 600	272 200	212 200
	26	181, 800	243, 600	273, 800	312, 800
	27	183, 200 184, 600	245, 100 246, 400	275, 500	314, 800
	28	186, 000	247, 600	277, 100 278, 700	316, 800 318, 700
	29	187, 300	248, 700	280, 300	320, 400
	30	189, 600	249, 700	281, 800	322, 400
	31	191, 800	250, 600	283, 300	324, 400

	32	194, 000	251, 500	284, 800	326, 400
	33	196, 200	252, 400	285, 900	327, 600
	34	197, 900	253, 300	287, 500	329, 600
	35	199, 400	254, 100	289, 000	331, 500
	36	200, 900	254, 900	290, 500	333, 500
		,	,	,	,
	37	202, 400	255, 600	291, 900	335, 400
	38	203, 800	256, 700	293, 500	337, 300
	39	205, 200	257, 900	295, 100	339, 200
	40	206, 600	259,000	296, 700	341, 100
	41	208, 000	260, 200	298, 200	342, 900
	42	209, 300	261, 400	299, 800	344, 800
	43	210,600	262, 500	301, 300	346, 600
	44	211, 900	263, 600	302, 800	348, 400
	45	213, 200	264, 700	304, 400	349, 900
	46	214, 400	265, 800	306, 000	351, 300
	47	215, 600	266, 900	307, 600	352, 700
	48	216, 700	267, 900	309, 100	354, 200
		,	,	,	,
	49	217, 800	268, 900	310,000	355, 700
	50	218, 900	269, 900	311, 500	356, 500
	51	219, 900	270, 900	313, 000	357, 500
	52	220, 900	271,800	314, 600	358, 500
	E 9	001 000	979 700	016 000	250 400
	53	221, 800	272, 700	316, 200	359, 400
	54	222, 700	273, 600	317, 800	360, 500
	55 56	223, 600	274, 500	319, 300	361, 400
	56	224, 500	275, 400	320, 800	362, 400
	57	225, 400	276, 300	322, 200	363, 300
	58	226, 300	277, 200	323, 400	364, 000
	59	227, 200	278, 100	324, 500	364, 700
	60	228, 100	279,000	325, 600	365, 300
	61	228, 900	280, 000	326, 300	365, 700
	62	229, 800	281,000	327, 200	366, 300
	63	230, 700	281, 900	328, 000	367, 000
	64	231, 500	282, 800	328, 800	367, 700
	65	231, 800	283, 300	329, 600	368, 000
	66	232, 600	284, 000	330,000	368, 700
	67	232, 000	284, 700	330, 600	369, 400
I	Ι ''	255, 500	204, 100	330,000	505, 400

	68	233, 900	285, 600	331, 300	370,000
	69	234, 500	286, 600	332, 100	370, 300
	70	234, 300	287, 400	332, 100	370, 300
	71	235, 200	288, 200	i	
	72			333, 500	371, 600
	12	236, 300	289, 000	334, 100	372, 200
	73	236, 800	289, 700	334, 600	372, 500
	74	237, 300	290, 200	335, 200	373, 100
	75	237, 800	290, 600	335, 700	373, 800
	76	238, 400	291,000	336, 300	374, 400
	77	238, 900	291, 200	336, 600	374, 800
	78	239, 400	291, 500	337, 100	375, 300
	79	239, 900	291, 700	337, 500	375, 900
	80	240, 400	292, 000	337, 900	376, 400
	81	240, 900	292, 200	338, 300	376, 900
	82	241, 400	292, 400	338, 800	377, 500
	83	241, 800	292, 700	339, 300	378, 000
	84	242, 300	292, 900	339, 800	378, 300
		242, 300	232, 300	333,000	370, 300
	85	242, 800	293, 200	340, 100	378, 700
	86	243, 300	293, 500	340, 500	379, 200
	87	243, 800	293, 800	341,000	379, 600
	88	244, 300	294, 100	341, 400	380, 000
	89	244, 700	294, 400	341, 700	380, 400
	90	245, 200	294, 800	342, 100	380, 900
	91	245, 600	295, 100	342, 600	381, 300
	92	246, 000	295, 500	343, 000	381, 700
	93	046 400	90E 700	242 000	382, 000
	93	246, 400	295, 700	343, 200	384, UUU
		246, 800	295, 900	343, 600	
	95	247, 200	296, 200	344, 100	
	96	247, 600	296, 600	344, 500	
	97	248, 000	296, 800	344, 700	
	98	248, 500	297, 100	345, 100	
	99	248, 800	297, 500	345, 500	
	100	249, 100	297, 900	345, 800	
	101	249, 400	298, 100	346, 100	
	102		298, 400	346, 500	
	103		298, 800	346, 900	
•	•	1	· I	′ '	ı

	104		299, 100	347, 300	
	105		299, 300	347, 800	
	106		299, 600	348, 200	
	107		300,000	348, 600	
	108		300, 300	349, 000	
	109		300, 500	349, 500	
	110		300, 900	349, 900	
	111		301, 300	350, 200	
	112		301,600	350, 500	
	113		301, 800	351, 000	
	114		302, 000	301, 000	
	115		302, 300		
	116		302, 700		
	110		302, 100		
	117		302, 900		
	118		303, 100		
	119		303, 400		
	120		303, 700		
	121		304, 100		
	122		304, 300		
	123		304, 600		
	124		304, 900		
	125		305, 200		
定年	120	甘淮公坐日始		甘淮公业日始	甘 ※ 公本 日 宛
前再		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
任用		円	円	円	円
短時					
間勤		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600
務職					
員					

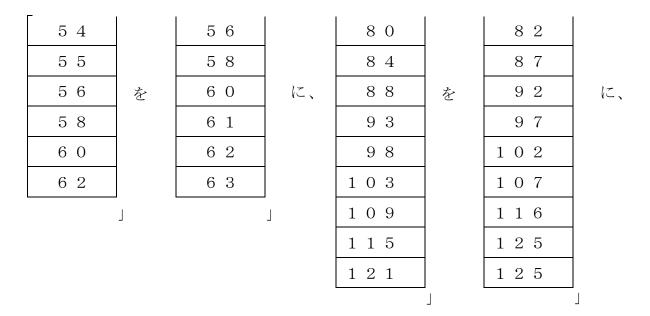
別表第4技能労務職昇格時号給対応表中

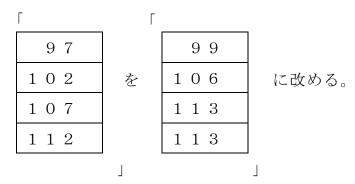
Γ	1	Γ	I	Γ	Γ		
2 2		2 1		3 0		2 9	
2 3		2 2		3 0		3 0	
2 4		2 2		3 1		3 0	
2 5		2 3		3 1		3 0	
2 5		2 3		3 2		3 1	
2 5		2 4		3 2		3 1	
2 6	を	2 4	に、	3 3	を	3 1	に、
2 6		2 5		3 3		3 2	
2 6		2 5		3 4		3 2	
2 7		2 6		3 4		3 2	
2 7		2 6		3 5		3 3	
2 7		2 7		3 5		3 3	
2 8		2 7		3 6		3 3	
]]	3 6		3 4	
				3 7		3 4	
				3 7		3 4	
				3 8		3 5	
				3 8		3 5	
				3 9		3 5	
				3 9		3 6	
				4 0		3 6	
				4 0		3 6	
				4 1		3 7	
					_		
Γ	Γ			Γ	-	Γ	
3 8		3 7		5 0		4 9	
3 9		3 8		5 0		5 0	
4 0		3 8		5 0		5 0	

	4 1		3 9		5 0		5 0	
	4 1	を	3 9	に、	5 1	を	5 0) ~
	4 2	2	4 0	(,	5 1		5 0	に、
					0 1]		
	4 2		4 0					
	4 3		4 1					
	4 3		4 2					
	4 4		4 3					
]		J				
Γ		Г 1		Γ	-	Γ		•
	5 2		5 1		5 4		5 3	
	5 2		5 1		5 4		5 3	
	5 2		5 1		5 4		5 3	
	5 2	を	5 2	に、	5 4	を	5 3	に、
	5 3		5 2		5 4		5 4	
	5 3		5 2		5 5		5 4	
	5 3		5 2		5 5		5 4	
	5 3		5 2		5 5		5 4	
ļ					5 5		5 4	
					5 5		5 5	
					5 6		5 5	
					5 6		5 5	
					5 6		5 5	
					5 6		5 5	
Γ		Γ		Γ		Г	-	
	5 7		5 6	, ·	5 6	'	5 5	
	5 7		5 6		5 6		5 5	
	5 7		5 6		5 6		5 6	
	5 7		5 6		5 6		5 6	
	5 7		5 6		5 6		5 6	
ļ		J	L	I		I		1

	5 7		5 6		5 7		5 6	
	5 8		5 6		5 7		5 6	
	5 8	を	5 7	に、	5 7	を	5 6	に改
	5 8		5 7		5 7		5 6	
	5 8		5 7		5 7		5 7	
	5 8		5 7		5 8		5 7	
	5 8		5 7		5 8		5 7	
	5 9		5 7		5 8		5 7	
	5 9		5 7		5 8		5 7	
	5 9		5 7		5 8		5 7	
	5 9		5 7		5 9		5 7	
]		
d	うる 。							
	別表第5中							
	<u> </u>	Γ			Γ	_	Γ	_
	6 1		6 2		7 8		7 9	
	6 2		6 4		8 0		8 2	

Γ	Γ			Γ		Γ	
6 1		6 2		7 8		7 9	
6 2		6 4		8 0		8 2	
6 3		6 6		8 2		8 5	
6 4	を	6 8	に、	8 4	を	8 8	に、
6 7		7 0		8 6		9 1	
7 0		7 2		8 8		9 4	
7 3		7 4		9 0		9 7	
				9 2		1 0 0	
				9 4		1 0 1	
				9 6		1 0 1	
				9 8		1 0 1	
				1 0 0		1 0 1	
]
Γ	Γ		Γ		Γ		
5 3		5 4		7 6		7 7	





附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能 労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則 の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職 員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の適用を受ける職員の例による。
 - (技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 4 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和5年3月規則第

12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、「改正後の規則 別表第1」を「技能労務職員の給与に関する規則(以下「技能労務職員給与規 則」という。)別表第1」に、「、改正後の規則」を「、技能労務職員給与規 則」に改める。

附則第3項中「改正後の規則」を「技能労務職員給与規則」に改める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第47号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則(平成18年3月規則第28号) の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

Γ	Γ
2 2	2 1
2 3	2 2
2 4	2 2
2 5	2 3
2 5	2 3
2 5	2 4
2 6	2 4
2 6	2 5
2 6	2 5
2 7	2 6
2 7	2 6
2 7	2 7
2 8	2 7
2 8	2 8
2 8	2 8
2 9	2 9

	2 9		2 9	
	3 0		2 9	
	3 0		3 0	
	3 1	を	3 0	に、
	3 1	<u>a</u>	3 0	(ς,
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 3		3 1	
	3 3		3 2	
	3 4		3 2	
	3 4		3 2	
	3 5		3 3	
	3 5		3 3	
	3 6		3 3	
	3 6		3 4	
	3 7		3 4	
	3 7		3 4	
	3 8		3 5	
	3 8		3 5	
	3 9		3 5	
	3 9		3 6	
	4 0		3 6	
	4 0		3 6	
	4 1		3 7	
				_
Γ		Γ		ı
	3 8		3 7	
	3 9		3 8	
	4 0		3 8	
	4 1		3 9	

4 1	3	9
4 2	4	0
4 2	4	0
4 3	4	1
4 3	4	2
4 4	4	3
4 4	4	4
4 5	4	5
4 5	4	5
4 6	4	6
4 6	4	6
4 7	4	7
4 7	4	7
4 8	4	8
4 8	4	8
4 9	4	9
4 9	4	9
4 9	4	9
4 9	4	9
5 0	4	9
5 0	5	0
5 0	5	0
5 0	5	0
5 1	5	0
5 1	5	0
5 1	5	1
5 1	5	1
5 2	5	1
5 2	5	1
5 2	5	1

5 2		5 2
5 3	を	5 2
5 3	2	5 2
5 3		5 2
5 3		5 2
5 3		5 3
5 4		5 3
5 4		5 3
5 4		5 3
5 4		5 3
5 4		5 4
5 5		5 4
5 5		5 4
5 5		5 4
5 5		5 4
5 5		5 5
5 6		5 5
5 6		5 5
5 6		5 5
5 6		5 5
5 6		5 6
5 6		5 6
5 7		5 6
5 7		5 6
5 7		5 6
5 7		5 6
5 7		5 6
5 7		5 6
5 8		5 6
5 8		5 7

に、

	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
]		J
Γ		Γ		
	5 6		5 5	
	5 6		5 5	
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7	を	5 6	- に、
	5 7	٦	5 6	
	5 7		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 9		5 7	
		_		
Γ		Γ		-
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	

	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2	を	3 1	に改め、同表イ医療職給料表(1)昇格時号給対応表
	3 2	4	3 1	(二)以67、四次7 区原机构47 2(1/开作时 7 和 2) 心公
	3 2		3 2	
	3 2		3 2	
	3 2		3 2	
	3 3		3 2	
	3 3		3 2	
	3 4		3 2	
	3 4		3 2	
	3 5		3 3	
		J		J
Γ				_
	2 6		2 5	
	2 6		2 6	
	2 7		2 6	
	2 7		2 6	
	2 7		2 6	
	2 7		2 7	
	2 8		2 7	
	2 8		2 7	
中	2 8	- を	2 7	 に改め、同表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応
ı	2 8		2 8	- STATE OF THE STA
	2 9		2 8	
	2 9		2 8	

	2 9			2 8		
	3 0			2 9		
	3 0			2 9		
	3 0			2 9		
	3 1			3 0		
	3 1			3 0		
		!			_	
Γ			Γ			
	2 6			2 5		
	2 7			2 6		
	2 8			2 6		
	2 9			2 7		
	2 9			2 7		
	3 0			2 8		
	3 0			2 8		
	3 1			2 9		
	3 1			2 9		
	3 2			3 0		
	3 2			3 0		
	3 3			3 1		
	3 3			3 1		
	3 4			3 2		
	3 4			3 2		
	3 5			3 3		
	3 5			3 3		
	3 6			3 4		
	3 6			3 4		
表中	3 7	を		3 5		に、
	3 7			3 5		<i>(C</i> ,
	3 8			3 6		
		•				

3 8			3 6	5
3 9			3 7	7
3 9			3 7	7
4 0			3 8	3
4 0			3 8	3
4 1			3 9)
4 1			3 9)
4 2			4 ()
4 2			4 ()
4 3			4 1	-
4 3			4 1	-
4 4			4 1	-
4 4			4 2	2
4 5			4 2	2
4 5			4 2	2
4 6			4 3	}
4 6			4 3	}
4 7			4 3	3
]			J
	Γ			
5 8		Į	5 7	
5 8			5 8	
5 0			- 0	

5	7
5	8
5	8
5	8
5	9
5	9
5	9
6	0
6	0
6	0

	6 1	を	6 0	に、
	6 1		6 0	(-,
	6 1		6 1	
	6 2		6 1	
	6 2		6 1	
	6 2		6 1	
	6 2		6 1	
	6 2		6 2	
	6 2		6 2	
	6 2		6 2	
	6 3		6 2	
	6 3		6 2	
		,]		_
Γ		Γ		

3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3

4 5		4 4	
4 5		4 4	
4 5		4 4	
4 6		4 5	
4 6		4 5	
4 6		4 5	
4 6	を	4 5	に
4 7		4 6	
4 7		4 6	
4 7		4 6	
4 7		4 6	
4 8		4 7	
4 8		4 7	
4 8		4 7	
4 8		4 7	
4 8		4 7	
4 8		4 8	
4 9		4 8	
4 9		4 8	
4 9		4 8	
4 9		4 8	
4 9		4 9	
4 9		4 9	
5 0		4 9	
5 0		4 9	
5 0		4 9	
5 0		5 0	
5 0		5 0	
5 0		5 0	
5 1		5 0	

	5 1		5 0			
		_		· _		
Γ		Γ				
	3 4		3 3			
	3 4		3 4			
	3 5		3 4			
	3 5		3 4			
	3 6		3 5			
	3 6		3 5			
	3 7		3 5			
	3 7		3 6			
	3 7		3 6			
	3 8		3 6			
	3 8		3 7			
	3 8		3 7			
	3 9		3 8			
	3 9		3 8			
	3 9		3 9			
	4 0		3 9			
	4 0		4 0			
	4 0	を	4 0	に改め、	同表工医療職給料表(3)昇格時号	給対応表
	4 0		4 0			
	4 1		4 0			
	4 1		4 0			
	4 1		4 1			
	4 1		4 1			
	4 2		4 1			
	4 2		4 1			
	4 2		4 1			
	4 2		4 2			

4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
J	J
Γ	Γ
4 2	4 1
4 3	4 2
4 4	4 2
4 5	4 3
4 6	4 3
4 7	4 4
4 8	4 4
4 9	4 5
5 0	4 6
5 1	4 7
5 2	4 8
5 3	4 9
5 4	5 0
5 5	5 1
5 6	5 2
5 7	5 3
5 8	5 4
5 9	5 5
6 0	5 6
6 1	5 7

中	6 2	を	5 8	に
.1.	6 3		5 9	
	6 4		6 0	
	6 5		6 1	
	6 5		6 2	
	6 6		6 3	
	6 6		6 4	
	6 7		6 5	
	6 7		6 5	
	6 8		6 6	
	6 8		6 6	
	6 9		6 7	
	7 0		6 7	
	7 1		6 8	
	7 2		6 8	
	7 3		6 9	
	7 3		7 0	
	7 4		7 1	
	7 4		7 2	
	7 5		7 3	
	7 5		7 4	
	7 6		7 5	
		J		
Γ		Γ		
	8 2		8 1	
	8 2		8 2	
	8 2		8 2	
	8 2		8 2	
	8 3		8 2	
			1	

8 3

8 2

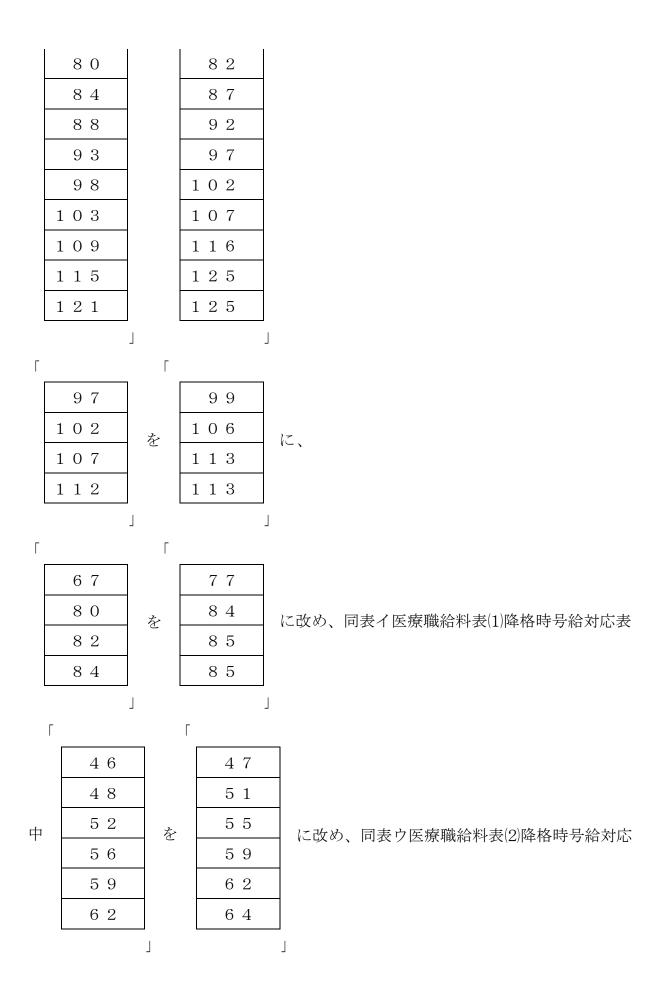
8 3		8 3	
8 3		8 3	
8 4		8 3	
8 4		8 3	
8 4		8 3	
8 4		8 4	
8 5		8 4	
8 5		8 4	
8 5		8 4	
8 6		8 4	
8 6		8 5	
8 6		8 5	
8 7		8 5	
8 7		8 6	
8 7		8 6	
8 8		8 6	
8 8		8 7	
8 8		8 7	
8 9		8 7	
8 9		8 8	
8 9	を	8 8	13
8 9		8 8	
9 0		8 9	
9 0		8 9	
9 0		8 9	
9 0		8 9	
9 1		9 0	
9 1		9 0	
9 1		9 0	
9 1		9 0	

に改める。

ı	ı	1
9 2		9 1
9 2		9 1
9 2		9 1
9 2		9 1
9 3		9 2
9 3		9 2
9 3		9 2
9 3		9 2
9 4		9 3
9 4		93
9 4		9 3
9 4		9 4
9 5		9 4
9 5		9 4
9 5		9 5
9 5		9 5
9 6		9 5
	· 	

別表第4の2ア行政職給料表降格時号給対応表中

	6 2		6 4	
	6 5		6 6	
	6 8		6 8	
•	7 0		7 1	
	7 2	を	7 4	に、
•	7 4	<u> </u>	7 7	(,
•	7 6		8 0	
	7 8		8 3	
	8 0		8 6	
	8 2		8 9	
	8 4		9 2	
	8 6		9 3	
	8 8		9 3	
	9 0	-	9 3	
•	9 2		9 3	
		_		
Γ		Γ		
	5 3		5 4	
	5 4		5 6	
	5 5		5 8	
	5 6		6 0	
•	5 8		6 1	
•	6 0		6 2	
	6 2		6 3	
	6 4		6 4	
•	6 6		6 6	
•	6 8		6 8	
	7 0	を	7 0	に、
	7 2	ے.	7 2	(-,
	7 6		7 7	



	Γ			Γ				
		4	5		4	6		
		4	6		4	8	に、	
		4	7		5	0		
		4	8		5	2		
		5	0		5	4		
		5	2		5	6		
		5	4		5	8		
		5	6		6	0		
		5	8		6	2		
		6	0		6	4		
表	中	6	2	を	6	6		
	·	6	4		6	8		
		6	6		7	0		
		6	8		7	2		
		7	0		7	4		
		7	2		7	6		
		7	4		7	7 9		
		7	6		8	2	-	
		7	8		8	5		
		8	0		8	5		
		8	2		8	5		
		8	4		8	5		
				J			J	
Γ			Γ					
	7			7				
	8		を	8				
	8			8		に、		
	9 1			9				
		1		9	5			

	98		1 0 0		
		_		_	
Γ		Γ			
	5 7		5 8		
	5 8		6 0		
	5 9		6 2		
	6 0		6 4		
	6 3		6 7		
	6 6		7 0		
	6 9	を	7 3	に、	
	7 2	4	7 6	(,	
	7 6		8 0		
	8 0		8 4		
	8 4		8 9		
	9 0		9 4		
	9 6		9 9		
	1 0 2		1 0 4		
]		J	
Γ		Γ			
	5 0		5 1		
	5 2		5 4		
	5 4		5 7		
	5 6		6 0		
	5 9		6 2		
	6 2	を	6 4	に改め、	同表工医療職給料表(3)降格時号給対応表
	6 5		6 6		
	6 9		7 1		
	7 3		7 6		
	7 7		8 1		
	8 1		8 5		

		J			J	
	Γ		Γ			
	2 3			2 4		
	2 5			2 5		
中	2 6	を		2 6		に、
丁	2 7	~		2 8		(_,
	2 8			2 9		
	2 9			3 0		
		J				J
Γ		Γ				
	5 7			5 8		
	5 8			6 0		
	5 9			6 2		
	6 0			6 4		
	6 1			6 5		
	6 2			6 6		
	6 3			6 7		
	6 4			6 8		
	6 5			6 9		
	6 6			7 0		
	6 7			7 1		
	6 8			7 2		
	6 9			7 3		
	7 0			7 4		
	7 1			7 5		
	7 2			7 6		
	7 3			7 7		
	7 4			7 8		
	7 5			7 9		
	7 6			8 0		

7 7		8 1	
7 8		8 2	
7 9		8 3	
8 0		8 4	
8 2		8 6	
8 4		8 8	
8 6		9 0	
8 8	を	9 2	に改める
8 9		9 3	
9 0		9 4	
9 1		9 5	
9 2		9 6	
9 4		9 7	
9 6		9 8	
9 8		9 9	
1 0 0		1 0 0	
1 0 2		1 0 2	
1 0 4		1 0 4	
1 0 6		1 0 6	
1 0 8		1 0 8	
1 1 2		1 1 3	
1 1 6		1 1 8	
1 2 0		1 2 3	
1 2 4		1 2 8	
1 2 7		1 3 1	
1 3 0		1 3 4	
1 3 3		1 3 7	
1 3 6		1 4 0	
1 4 0		1 4 4	
1 4 4		1 4 8	

1 4 8	1 5 2
1 5 2	1 5 6
1 5 6	1 5 9
1 6 0	1 6 2
1 6 4	1 6 5

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任 給、昇給等の基準に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、 令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

規程

甲府市規程第5号

甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年12月27日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市私有車公務使用規程(昭和53年1月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「の損害賠償について7,000万円(原動機付自転車については、5,000万円)以上及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について200万円(原動機付自転車については、100万円)以上の」を「及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償の額が無制限となる」に改める。

第1号様式(裏)中「の損害賠償について7,000万円(原動機付自転車については、5,000万円)以上及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について200万円(原動機付自転車については、100万円)以上の」を「及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償の額が無制限となる」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第596号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和5年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和5年12月1日

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の令和5年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

令和5年12月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、 道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定 のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年12月4日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 路線名 主要地方道 甲府中央右左口線

2 道路の種類 県道

3 道路の地名地番 甲府市中小河原1丁目977番5地先から

甲府市中小河原1丁目795番地先まで

4 延長 4 2 0. 0 m

5 幅員 11.0~13.5 m

甲府市告示第599号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則 (平成12年3月規則第21号)第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年12月4日

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。 なお、次のとおり閲覧に供する。

令和5年12月4日

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間 告示の日から2週間

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月4日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市小瀬町字北屋敷340番31、589番3、589番5、 589番20、589番28及び589番29 以上6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市上町1502番地1 ネクステージサンライフ天神B101 望 月 真 一

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年12月7日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和5年12月4日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市上阿原町地内

2 犬又は猫の別:犬
 3 種類:甲斐犬風

4 性別:オス5 毛の色:黒

6 その他の特徴:成犬、首輪なし

7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第603号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和5年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年12月5日

甲府市長 樋 口 雄 一

令和5年度甲府市一般会計補正予算(第7号)

令和5年12月5日 原案可決

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の 収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により 告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和5年12月12日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和5年12月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市国母二丁目地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:メス
 毛の色:黒

6 その他の特徴:成猫(1、2歳程度)、首輪なし

7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話: 055-237-2550

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年12月12日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和5年12月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市後屋町地内

2 犬又は猫の別:猫

3 種類:雑種4 性別:不明5 毛の色:キジ白

6 その他の特徴:1か月齢位

7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和5年12月8日

甲府市長 桶 口 雄 一

1 入札対象業務

(1)入札番号 (業務委託)第858号

(2)業務名称 浚渫業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

(4)履行場所 仕様書等による(5)業務内容 仕様書等による

(6) 予定価格公表しない(7) 最低制限価格設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満た す者

- (1) 甲府市内に本店、本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「土木一式」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」 及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和5年12月8日(金)~令和5年12月18日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分~午後5時00分

令和5年12月18日(月)については、午後3時00分まで

- (2)配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和5年12月8日(金)~令和5年12月18日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分~午後5時00分

令和5年12月18日(月)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797

- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1)日 時 令和6年1月12日(金) 午前10時00分
- (2)場所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金: (契約金額の10/100):納付 ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国

(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年12月19日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和5年12月14日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市白井町白井河橋付近

2 犬又は猫の別:犬

3 種類:柴犬風 4 性別:メス

5 毛の色:茶白

6 その他の特徴:成犬、首輪なし

7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和5年12月15日

1 2 3	介護保険事業所番号 事業所の名称 事業所の所在地	1970103345 ショート&デイサービスセンター桜森荘 甲府市上石田一丁目3番14号
4	当該事業所の申請者	富士吉田市下吉田五丁目15番29号
5	サービスの種類	芙蓉建設株式会社 代表取締役 大 森 朋 彦 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス)
6	廃止年月日	令和5年12月31日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

令和5年12月15日

介護保険事業所番号	1 9 9 0 1 0 0 3 5 4
事業所の名称	指定認知症対応型通所介護事業所
	コスモ・アンシア
事業所の所在地	甲府市相生三丁目3番14号
当該事業所の申請者	甲府市下向山町1280番地1
	社会福祉法人いきいき倶楽部
	理事長 代 長 一 雄
サービスの種類	認知症対応型通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
廃止年月日	令和5年12月18日
	事業所の名称 事業所の所在地 当該事業所の申請者 サービスの種類

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年12月15日

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第611号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和5年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年12月18日

甲府市長 桶 口 雄 一

- 1 令和5年度甲府市一般会計補正予算(第8号)
- 2 令和5年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和5年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和5年度甲府市病院事業会計補正予算(第2号)
- 5 令和5年度甲府市一般会計補正予算(第9号)
- 6 令和5年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 令和5年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 8 令和5年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 9 令和5年度甲府市一般会計補正予算(第10号)

令和5年12月18日 原案可決

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月18日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
石田悠遊館	甲府市上石田三丁目3番46号	令和6年4月1日から
	石田悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
大国悠遊館	甲府市後屋町155番地15	令和6年4月1日から
	大国悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
里垣悠遊館	甲府市善光寺二丁目8番17号	令和6年4月1日から
	里垣悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
相川悠遊館	甲府市古府中町6019番地	令和6年4月1日から
	相川悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
湯田悠遊館	甲府市幸町14番15号	令和6年4月1日から
	湯田悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
伊勢悠遊館	甲府市伊勢三丁目8番17号	令和6年4月1日から
	伊勢悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
北部悠遊館	甲府市下帯那町3054番地4	令和6年4月1日から
	北部悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
貢川悠遊館	甲府市富竹一丁目8番12号	令和6年4月1日から
	貢川悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
大里悠遊館	甲府市大里町3805番地1	令和6年4月1日から
	大里悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで

羽黒悠遊館	甲府市山宮町2401番地1 羽黒悠遊館運営協議会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日
	· // // // // // // // // // // // // //	まで
朝日悠遊館	甲府市塩部一丁目4番1号	令和6年4月1日から
	朝日悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
富士川悠遊館	甲府市中央三丁目3番1号	令和6年4月1日から
	富士川悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
玉諸悠遊館	甲府市上阿原町564番地1	令和6年4月1日から
	玉諸悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで
住吉悠遊館	甲府市住吉一丁目3番13号	令和6年4月1日から
	住吉悠遊館運営協議会	令和11年3月31日
		まで

甲府市屋外広告物条例(以下、条例という。)第39条の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を次のとおり開催するので公告する。

令和5年12月19日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 日 時

令和6年1月26日(金) 午前9時30分から午後6時10分まで

2 会 場

甲府市総合市民会館(甲府市青沼三丁目5-44)大会議室

- 3 講習科目
 - (1)屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 屋外広告物の施工に関する事項
- 4 受講手数料

1科目1,000円 ※条例第46条第4項の規定による。

なお、申込書の受理後、納入通知書を発送する。

また、受講手数料は納付後に申込を取り消した場合や受講しなかった場合でも還付しない。

- 5 募集人数
 - 60名(先着順)
- 6 申込期間

令和5年12月4日(月)から令和5年12月26日(火)まで

7 申込方法

講習会受講申込書(第17号様式)に必要事項を記入のうえ、下記提出先まで持ち込み又は郵送による。

8 申込書提出先

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所都市計画課 甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月19日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
市道北口駅前広場線	甲府市北口二丁目5番5号	令和6年4月1日から
市道甲府駅周辺土地区	特定非営利活動法人甲府駅北口	令和11年3月31日
画整理 2 号線	まちづくり委員会	まで
市道甲府駅周辺土地区		
画整理9号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区		
画整理10号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区		
画整理24号線		
甲府駅北口第1駐車場		
甲府駅北口第2駐車場		
甲府駅北口第1自転車		
駐車場		
甲府駅北口第2自転車		
駐車場		
甲府駅北口多目的広場		
甲府市歴史公園		
甲府市藤村記念館		

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月20日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間	
甲府市寺川グリーン公園	甲府市古関町2992番地21 寺川グリーン公園管理組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日	
甲府市マウントピア黒平	甲府市黒平町623番地1 黒平地域振興組合	まで	

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和5年12月21日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

一版规学人化(総合評価洛札方式)公音個別事項 [
入札番号		(土木) 183号		
工事名		橋梁補修工事(R5-1)		
工事場所		甲府市心経書	产町地内	
本標準1式構造物撤去工1式床版打替工1橋(プレキャストPC床版設置工A=現場打ちRC床版工V=15㎡地覆工V=21㎡)伸縮装置取替工L=23m橋面防水工A=320㎡排水装置工N=6本防護柵取替工L=85m		数去工 1式 体工 1橋 マストPC床版設置工 A=347㎡ ちRC床版工 V=15㎡ V=21㎡) 置取替工 L=23m ベエ A=320㎡ N=6本		
	2	工期	令和7年3	3月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	172,623,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務		设資材廃棄物の再資源化等の 適用
	1	本店所在地		甲府市内
	2	競争入札参加資格		土木一式 A 特定建設業の許可
入札参加資 格	3	同種工事施コ	二実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 8,600万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものとし、企業体の施工実績は 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は 求めません。)
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
総合評価に	2	加算点の満点	2 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作 成要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和5年12月21日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和6年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和5年12月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年1月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和5年12月21日
 日程	7	設計図書配付締切日	令和6年1月15日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年1月15日
	10	入札日時	令和6年1月23日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和6年1月26日
	12	開札日時	令和6年2月1日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和6年2月2日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

		1		
入札参加資 格に対する 説明	1	質問	令和6年1月18日 午後5時まで	
	2	回答	令和6年1月19日	
価格以外の評価に関す	1	質問	令和6年1月30日まで	
辞価に関りる照会	2	回答	令和6年1月31日	
価格以外の評 を修正した場		公表	令和6年1月31日	
入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行		の記載をした者の行った入札 えした入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 適用		適用		
		前金払	請求できる。	
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)。	
		部分払	請求できる。	
問い合わせ先甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		3番1号		

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年12月21日

1	介護保険事業所番号	1 9 7 0 1 0 5 7 4 6
2	事業所の名称	t o n a r i 訪問介護ステーション
3	事業所の所在地	甲府市東光寺町2048番地10
4	当該事業所の申請者	甲府市東光寺町2048番地10
		合同会社EMT
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業
		(介護予防訪問介護相当サービス)
6	指 定 年 月 日	会和6年1月6日

甲府市告示第618号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月21日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市市民いこいの里	甲府市黒平町13番地 黒平里山の会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の 収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により 告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和5年12月26日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和5年12月21日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市富竹一丁目地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:メス
 毛の色:黒白

6 その他の特徴:子猫(2、3か月齢程度)、首輪なし7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話: 055-237-2550

甲府市告示第620号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市右左口の里	甲府市下曽根町2859番地 株式会社オダギリコウカン	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

甲府市告示第621号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
上九ふれあい農産物 直売所	甲府市古関町1154番地1 農事組合法人上九ふれあいの里	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
風土記の丘農産物 直売所	甲府市下曽根町1070番地3 一般社団法人中道農産物加工直売組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市障害者センター	甲府市東光寺一丁目10番25号 社会福祉法人甲府市社会福祉事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市健康の	甲府市相生二丁目17番1号	令和6年4月1日から
杜センター	社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	令和11年3月31日
		まで
甲府市上曽根		
いきいきプラ		
ザ		
甲府市中道デ		
イサービスセ		
ンター		

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市玉諸福	甲府市相生二丁目17番1号	令和6年4月1日から
祉センター	社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	令和11年3月31日
甲府市山宮福		まで
祉センター		
甲府市貢川福		
祉センター		
甲府市相川福		
祉センター		
甲府市相生福		
祉センター		

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月22日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市上九の湯	富士吉田市大明見5丁目4-12	令和6年4月1日から
ふれあいセン	合同会社ジョインズ	令和9年3月31日
ター		まで
甲府市古関・梯		
いきいきプラザ		

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年12月28日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和5年12月25日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市宮前町6番地内

2 犬又は猫の別:猫

3 種類:雑種4 性別:不明5 毛の色:黒

6 その他の特徴:1か月齢位、首輪なし

7 連絡先:甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号 1 9 7 0 1 0 3 8 8 1 2 事業所の名称 郁の家甲府小瀬 3 事業所の所在地 甲府市小瀬町379番地1 4 当該事業所の申請者 神奈川県横浜市都筑区 東山田三丁目37番10号1階 ありがとうの介護株式会社 代表取締役 小 林 典 子 5 サービスの種類 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス) 令和6年1月1日 6 指 定 年 月 日

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年12月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号 1990100982 2 事業所の名称 郁の家甲府中央 3 事業所の所在地 甲府市中央三丁目10番25号 4 当該事業所の申請者 神奈川県横浜市都筑区 東山田三丁目37番10号1階 ありがとうの介護株式会社 代表取締役 小 林 典 子 5 サービスの種類 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス) 令和6年1月1日 6 指 定 年 月 日

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和5年12月26日

甲府市長 桶 口 雄 一

1 入札対象業務

(1) 契約番号 (福契) 第299号

(2)業務名称 新型コロナウイルスワクチン接種予診票電子化業務

(3)履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(4)履行場所 仕様書による

(5)業務内容 仕様書による

(6)予定価格 公表しない

(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「情報・通信」 で登録されている者であること。
- (2) 本業務の予診票電子化業務に類似する受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人で あってその役員が暴力団員でないこと。
- (5)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和5年12月26日(火)~令和6年1月9日(火) (この期間内の土曜日、日曜日、祝日、令和5年12月29日~ 令和6年1月3日を除く。)

午前9時~午後5時

(2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階 電話055-237-5457

- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和5年12月27日(水)~令和6年1月9日(火)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日、令和5年12月29日~ 令和6年1月3日を除く。)

午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階 電話055-237-5457

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年1月18日(木) 午後1時30分
- (2)場 所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階(市民対話室) ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金: (契約金額の10/100) ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に 国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、

契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5)	その他公告にない事項については、	入札説明書、	甲府市契約規則による。

甲府市コミュニティバス車両広告募集要項に基づき次のとおり広告主を募集する。

令和5年12月27日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 広告媒体の名称
 - (1) 宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス車両広告
 - (2) 上九一色・中道地区コミュニティバス車両広告
- 2 広告掲載期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 募集期間

令和6年2月1日から令和6年2月16日まで

4 広告掲載条件

(甲府市ホームページ掲載の「甲府市広告掲載要綱」、「甲府市広告掲載基準」、 「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」、「甲府市コミュニティバス車両広 告掲載要領」参照)

5 申込方法及び提出先

(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)

決定方法及び決定後の手続き

(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)

お問い合わせ先

甲府市企画財務部リニア交通室交通政策課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

電話: 055-237-5109 e-mail: koutuss@city.kofu.lg.jp

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年12月27日

1	介護保険事業所番号	1 9 7 2 2 0 0 1 8 0
2	事業所の名称	はやぶさデイサービスセンター
3	事業所の所在地	甲州市塩山小屋敷1669番地1
4	当該事業所の申請者	甲府市川田町367番地1
		ドリームワークス有限会社
		代表取締役社長 河 野 圭 祐
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業
		(介護予防通所介護相当サービス)
6	廃止年月日	令和6年3月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地1191番1及び1191番4から1191番21まで

以上19筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝気二丁目1番18号

有限会社総信

代表取締役 須 田 千 鶴 子

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和5年12月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

1事業者名公益社団法人山梨県看護協会2事業者の所在地甲府市東光寺二丁目25番1号3事業所名荒川ホームヘルパーステーション4事業所の所在地甲府市荒川二丁目10番26号5事業の種類行動援護6指定事業所番号19101003517廃止年月日令和5年12月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和5年12月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

事業者名 社会福祉法人かしのみ福祉会 1 事業者の所在地 甲府市宝一丁目29番9号 2 3 事業所名 相談支援事業所かしのみ 4 事業所の所在地 甲府市宝一丁目29番9号 事業の種類 指定特定相談支援 5 指定障害児相談支援 知的障害者·精神障害者·障害児 主たる対象者 6 7 指定事業所番号 1930103641 (指定特定相談支援) 1970103659 (指定障害児相談支援) 令和6年1月1日 8 指定年月日

教育委員会

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和5年12月27日

> 甲府市教育委員会 教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規程第4号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会私有車公務使用規程(昭和53年4月教委規程第1号)の一部 を次のように改正する。

第4条第1項中「第1号様式)」の次に「又は私有車公務継続使用申請書(第2号様式)」を、「行政経営部契約管財室管財課長(」の次に「教育研修所にあっては学校教育課長、」を加える。

第5条第1項第7号を次のように改める。

(7) 前号に定めるもののほか当該、当該私有車の運行によって、他人の生命又は 身体を害したとき及び他人の財産に損害を与えた時の損害賠償について無制限 (原動機付自転車も含む。)の保険契約を締結していること。

第5条第3項中「第1号様式)」の次に「又は私有車公務継続使用許可・借上書 (第2号様式)」を加え、同条第4項中「第2号様式」を「第3号様式」に改め る。

第11条第3項中「管財課長に」を「管財課長等に」に改める。

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第4条、第5条関係)

第2号様式(第4条、第5条関係)

(30)												
私有車公務継続使用												
甲府市教育委員会私有車公務使用規程の規定に基づき、次のとおり私有車を使用したいので許可及び借上げを願います。												
なお、同規程第5条第1項の規定に違反していないこと及び第7条の規定を遵守することを督約します。												
年 月 日												
申請者												
							(私有車を使用する者)				•	
私有車を使							車名及び登録番号					
体的理由》	及び目的											
自動車等の						СС	所有者及び使用者名					
排 気	量						51 17 18 25 0 15 71 18 18		_			
			私有車	軍転命令	私有車使用							
使用年月日	使用日時					Ť.	了先経路	出発時メーター	帰庁メーター	走行距離	確認欄	
	時	^	係長	課長	管財課長等	⊢						
1	m/g*	分~						km	km	km		
1	時	分						l l				
	時	分				Т						
l	l	~						km	km	km		
	時	分				L						
1	時	分										
	時	~ 分						km	km	km		
-	時	分				⊢						
1	P-T	~						km	km	km		
	時	分										
	時	分				Г		1	l			
	l	~						km	km	km		
	時	分										

	(46)					
	許 可 及 び 借 上 げ の 基 準 の 確 認 事 項 (レ印で記入する	عات)			
	確 認 事 項	上確	認	司棚	管財課 確 認	
1	当該出張について、庁用車が使用できないこと。					
2	通常の交通機関(タクシー等を含む。)を使用した場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。					
3	当該出張が、山梨県内の地域であり、かつ、宿泊を要しないものであること。					
4	当該出張が、正規の勤務時間内であること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認められるとき は、この限りでない。					
5	当該職員が、当該私有車と同種(道路運送車両法第3条に規定する種別による同種のものをいう。)の自動車 又は原動機付自駐車について、2年以上(総排家重が0.1リットル以下のものについては、8箇月以上とする。) の実際の運転経験があり、かつ過去1年以内において道路交通法に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、又は同法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは同法第8章の規定により刑罰に処せられたことがないこと。					
6	当該私有車について、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の契約を締結していること。					
7	前号に定めるもののほか、当該私有車の運行によって、他人の生命又は身体を書したとき及び他人の財産に 損害を与えたときの損害賠償について無制限(原動機付自転車を含む。)の保険契約を締結していること。					
8	当該私有車が道路運送車両法第3章に規定する保安基準に適合し、かつ、車両の整備及び検査が通確に行われていること。					

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

甲府市教育委員会告示第17号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和5年12月21日

甲府市教育委員会 教育長 松 田 昌 樹

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市緑が丘ス	甲府市緑が丘二丁目8番1号	令和6年4月1日
ポーツ公園(有	甲府市緑が丘スポーツ公園管理事務所内	から令和11年3月
料運動施設)	公益財団法人甲府市スポーツ協会	31日まで
甲府市青葉ス		
ポーツ広場		
 甲府市東下条ス		
ポーツ広場		

選挙管理委員会

甲府市選举管理委員会告示第71号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する 法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50 の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第 86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定 する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第 4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数 は、次のとおりである。

令和5年12月1日

甲府市選挙管理委員会 委員長 志 村 文 武

1	1/50の数	3,	075人
2	1/3の数	51,	241人
3	1/6の数	25,	621人
4	選举人名簿登録者数	153.	721人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会12月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和5年12月27日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和5年12月22日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和6年1月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和6年1月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について
- 4 農用地利用集積等促進計画(案)について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第16号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年12月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程 第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号) の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の119以上100分の200」を「100分の124以上100分の210」に、「100分の143以上100分の240」を「100分の148以上100分の250」に改め、同項第2号中「100分の107.5以上100分の119」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の128.5以上100分の143」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「100

分の96」を「100分の101」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の92.5」に、「100分の106.5」を「100分の111.5」に改める。第16条の7第1項第1号中「100分の49」を「100分の51.5」に、「100分の59」を「100分の61.5」に改め、同項第2号中「100分の45.5」を「100分の48」に、「100分の55.5」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の43.5」を「100分の46」に、「100分の53.5」を「100分の56」に改める。別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

企業職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4 級	5 級	6 級	7級	8級
分分	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年	1	162, 100	208,000	240, 900	271,600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
前再	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412,700
任用	3	164, 400	211, 400	243,800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
短時	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417,600
間勤									
務職員以	5	166, 600	214, 400	246, 400	277,800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
外の	6	167, 700	216, 200		279, 500		333, 500	377, 300	421,600
職員	7	168, 800	217, 900		281, 300		335, 400	379,600	423, 700
, , ,	8	169, 900	219,600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	221, 100	252,000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	222,600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173,600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432,000
	12	174, 900	225,600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	226,800	257, 500	292, 100	318, 200	347,000	394, 600	435,600
	14	177,600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349,000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	229,600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	16	180, 700	231,000	261, 100	296, 500	324,000	352, 800	401, 400	441, 200
	17	181,800	232, 400	262, 300	298,000	325, 900	354, 500	403, 200	443,000
	18	183, 200	234,000	263, 600	300,000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302,000	329, 800	358, 300	407,000	446,600
	20	186,000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408,800	448, 300
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500		362, 100		450, 100
	22	189,600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451,600
	23	191,800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453,000
	24	194, 000	242,600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416,000	454, 500
	0.5								
	25	196, 200	243,600		312, 800		369, 700	1	1
	26	197, 900	245, 100		314, 800		371,600	1	1
	27	199, 400	246, 400		316, 800		373, 500	420,600	1
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	20	000 400	040 700	200 200	200 400	240 000	276 000	400 000	460 700
	29	202, 400	248, 700		320, 400	348, 000	376, 900	1	460, 700
	30	203, 800	249, 700	· ·	322, 400	-	378, 700	424, 900	1
	31	205, 200	250, 600		324, 400		380, 500		1
	32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
	33	208,000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600

34	209, 300	253, 300	287, 500	329,600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
35	210,600	254, 100	289,000	331, 500	358, 800	386,600	431, 200	465, 100
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
40	216, 700	259,000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367,000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469,000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370,000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221,800	264, 700	304, 400	349, 900	370,800	398, 000	439, 500	470,000
46	222, 700	265, 800	306,000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307,600	352, 700	372,600	399, 400	440,700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
~ -	220, 100	211,000	011,000	000,000	0.0,000	102, 200	110, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600	443, 500	
54	229, 800	273,600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403,800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381,000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000		365, 300			445, 900	
0.1	224 522	200 000	000 000	0.05 500	000 100	405 000	4.4.2	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328, 000	367,000	383, 400	405, 600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384,000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284,000	330,000	368, 700	385,000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330,600	369, 400	385,600	406,800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370,000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	206 600	222 100	270 200	206 600	407 200		
70	l	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70 71	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
71 72	239, 900 240, 400	288, 200 289, 000	333, 500 334, 100	371, 600 372, 200	387, 600 388, 200	407, 900 408, 100		
. 2	210, 100	200,000	001, 100	0.2,200	555, 200	100, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		

	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408,600	
	75	241, 800	290,600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
		,	,	,	,			
	77	242, 800	291, 200	336,600	374,800	390,000	409, 300	
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
		244, 500	232,000	331, 300	310, 400	330, 000	410, 100	
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391,000	410, 300	
	82	244, 700	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
	83	245, 200	292, 400	339, 300	377, 300	391, 600	410, 900	
	84					1		
	04	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
	0.5	0.4.6 40.0	000 000	240 100	270 700	200 000	411 200	
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380,000	392, 800		
	0.0							
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
	91	248, 800	295, 100	342,600	381, 300	393, 600		
	92	249, 100	295, 500	343,000	381, 700	393, 800		
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382,000	394, 000		
	94		295, 900	343,600				
	95		296, 200	344, 100				
	96		296,600	344, 500				
	97		296, 800	344, 700				
	98		297, 100	345, 100				
	99		297, 500	345,500				
	100		297, 900	345,800				
	101		298, 100	346, 100				
	102		298, 400	346,500				
	103		298,800	346, 900				
	104		299, 100	347, 300				
	105		299, 300	347,800				
	106		299,600	348, 200				
	107		300,000	348,600				
	108		300, 300	349,000				
1								
	109		300, 500	349, 500				
	110		300, 900	349, 900				
	111		301, 300	350, 200				
	112		301,600	350, 500				
1								
1	113		301,800	351,000				
	•		ı		ļ	ı		

日短間務員 開時勤職		円 188, 700	円	円	円	円	円	円	円
定年前再		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	125		305, 200						
	124		304, 900						
	123		304, 600						
	122		304, 300						
	121		304, 100						
	120		303, 700						
	119		303, 400						
	118		303, 100						
	117		302, 900						
	116		302, 700						
	115		302, 300						
	114		302,000						

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の5058.75」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の124以上100分の210」を「100分の121.5以上100分の205」に、「100分の148以上100分の250」を「100分の145.5以上100分の245」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の110以上100分の121.5」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の131以上100分の145.5」に改め、同項第3号

中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の90」に、「100分の111.5」を「100分の109」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の50.25」に、「100分の61.5」を「100分の60.25」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の46.75」に、「100分の58」を「100分の56.75」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の44.75」に、「100分の56」を「100分の54.75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程(次項及び第4 項において「改正後の規程」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日か ら適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項、第16条の6第1項及び第16条の7第1項の 規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規程の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 5 当分の間、この規程による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程(以下「新規程」という。)第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第 22条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「定年前再任用

短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の205 (新規程第15条の5に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の245)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

6 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程(令和5年3月管理 規程第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「改正後の給与規程第2条第3項」を「甲府市上下 水道企業職員給与規程第2条第3項」に改める。

(その他)

7 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第17号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する 規程を次のように定める。

令和5年12月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正 する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(平成18年3月管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表企業職給料表昇格時号給対応表中

Γ	
	2 2
	2 3
	2 4
	2 5
	2 5
	2 5
	2 6
	2 6
	2 6
	2 7
	2 7
	2 7
	2 8
	2 8

2 1 2 2 2 2 2 3 2 3 2 4 2 4 2 5 2 5
2 2 2 3 2 3 2 4 2 4 2 5
2 3 2 3 2 4 2 4 2 5
2 3 2 4 2 4 2 5
2 4 2 4 2 5
2 4 2 5
2 5
2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 8

	2 8		2 8	
	2 9		2 9	
	2 9		2 9	
	3 0		2 9	
	3 0		3 0	
	3 1	.	3 0	17
	3 1	を	3 0	に、
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 3		3 1	
	3 3		3 2	
	3 4		3 2	
	3 4		3 2	
	3 5		3 3	
	3 5		3 3	
	3 6		3 3	
	3 6		3 4	
	3 7		3 4	
	3 7		3 4	
	3 8		3 5	
	3 8		3 5	
	3 9		3 5	
	3 9		3 6	
	4 0		3 6	
	4 0		3 6	
	4 1		3 7	
		١]
Γ		Γ		·
	3 8		3 7	
	3 9		3 8	

4 0	3 8
4 1	3 9
4 1	3 9
4 2	4 0
4 2	4 0
4 3	4 1
4 3	4 2
4 4	4 3
4 4	4 4
4 5	4 5
4 5	4 5
4 6	4 6
4 6	4 6
4 7	4 7
4 7	4 7
4 8	4 8
4 8	4 8
4 9	4 9
4 9	4 9
4 9	4 9
4 9	4 9
5 0	4 9
5 0	5 0
5 0	5 0
5 0	5 0
5 1	5 0
5 1	5 0
5 1	5 1
5 1	5 1
5 2	5 1

3	8
3	9
3	9
4	0
4	0
4	1
4	2
4	3
4	4
4	5
4	5
4	6
4	6
4	7
4	7
4	8
4	8
4	9
4	9
4	9
4	9
4	9
5	0
5	0
5	0
5	0
5	0
5	1
5	1

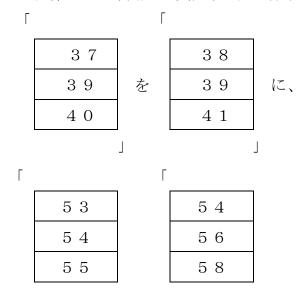
	_		_,
5 2		5 1	
5 2		5 1	
5 2		5 2	
5 3	. 24	5 2	17
5 3	を	5 2	に
5 3		5 2	
5 3		5 2	
5 3		5 3	
5 4		5 3	
5 4		5 3	
5 4		5 3	
5 4		5 3	
5 4		5 4	
5 5		5 4	
5 5		5 4	
5 5		5 4	
5 5		5 4	
5 5		5 5	
5 6		5 5	
5 6		5 5	
5 6		5 5	
5 6		5 5	
5 6		5 6	
5 6		5 6	
5 7		5 6	
5 7		5 6	
5 7		5 6	
5 7		5 6	
5 7		5 6	
5 7		5 6	

- 211 -

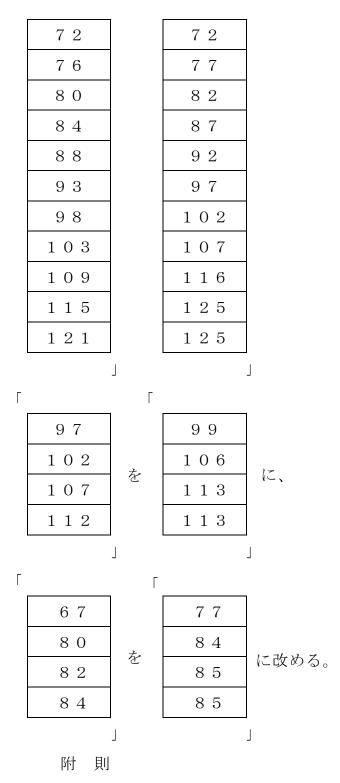
	5 8		5 6	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
	5 9		5 7	
		_		_
Γ		Γ		-
	5 6		5 5	
	5 6		5 5	
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 6		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7		5 6	
	5 7	を	5 6	に、
	5 7		5 6	()
	5 7		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 8		5 7	
	5 9		5 7	
		J		J

Γ		Γ		
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2		3 1	
	3 2	を	3 1	
	3 2		3 1) = 7/. 17 = 7
	3 2		3 1	に改める。
	3 2		3 2	
	3 2		3 2	
	3 2		3 2	
	3 3		3 2	
	3 3		3 2	
	3 4		3 2	
	3 4		3 2	
	3 5		3 3	

別表第4の2降格時号給対応表企業職給料表降格時号給対応表中



	5 6		6 0	
	5 9		6 2	
	6 2		6 4	
	6 5		6 6	
	6 8		6 8	
	7 0		7 1	
	7 2	を	7 4	に、
	7 4	~_	7 7	(,
	7 6		8 0	
	7 8		8 3	
	8 0		8 6	
	8 2		8 9	
	8 4		9 2	
	8 6		9 3	
	8 8		9 3	
	9 0		9 3	
	9 2		9 3	
		J		١
Γ		Γ		1
	5 3		5 4	
	5 4		5 6	
	5 5		5 8	
	5 6		6 0	
	5 8		6 1	
	6 0		6 2	
	6 2		6 3	
	6 4		6 4	
	6 6		6 6	
	6 8		6 8	
	7 0	を	7 0	に、



- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の甲府市上下水道局 企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(次項において「新規程」という。) の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給

の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給がこの規程による改正前の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(以下この項において「旧規程」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。

3 この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

令和5年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一放别于八礼	一般競争人札 公告個別事項				
入札番号	入札番号 (土木) 130090号				
工事名		雨水渠工事	(R5-4)		
工事場所		甲府市徳行丑	五丁目地内		
工事概要		工事内容	L=50 自由勾配側 L=31 自由勾配側 L=3.	孝工(1000*500) 横 ・	f用
	2	工期	令和6年6月	28日まで	
	3	予定価格 (税込み) 26,356,000円			
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用			適用
	1	本店所在地		甲府市内	
	2	競争入札参加	『資格	土木一式 A又はB	
入札参加資 格	3	同種工事施コ	工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請 1,300万円以上の実績 元請として平成20年4月 に完成、引き渡し済みの工 なお、共同企業体の構成員 実績は、出資比率が20% 合のものとし、企業体のが	情に限る。 1 日以降 1 日以降 ま としての な以上の場

			各企業の施工実績として扱う。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)	
	1	入札説明書等配付開始日	令和5年12月7日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年12月18日	
	3	申請書受付開始日	令和5年12月7日	
	4	申請書受付締切日	令和5年12月18日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年12月22日	
日程	6	設計図書配付開始日	令和5年12月7日	
	7	設計図書配付締切日	令和5年12月25日	
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月7日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年12月25日	
	10	入札及び開札日時	令和6年1月9日 午前11時10分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和5年12月28日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和6年1月4日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行申請書又は資料に虚偽の記入札に関する条件に違反し入札参加資格の要件を満た	己載をした者の行った入札	
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格訓 制度	周査	適用		

士+1 友 []	前金払	請求できる。
支払条件	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管則 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番 電話055-237-51	\$ 1 号

令和5年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

入札番号		合併 (舗装)	5 号	
工事名		① (路4-7) 路面復旧工事 ②下水道改良工事(公共R5-7)		·
工事場所		甲府市住吉一丁目・幸町地内(市立南中学校の南西)		
工事概要	1	工事内容	幅表A = 9 2三A = 9 2五A = 2 2基A = 2 2A = 2 2A = 2 2上()	L=253.2m .05m~6.20m E密粒度ASC t=5cm) 20m ² (粒調砕石M-30) 20m ² E定処理路盤材 t=10cm) .7m ² 一式
	2	工期	令和6年4月	19日まで
	3	予定価格 (税込み)	12, 353	3,000円
	4	分別解体等及 実施義務	解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 義務 適用	
入札参加資	1	本店所在地		甲府市内
1.67		競争入札参加	口資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総

			合評定値 (P) 700点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)
	1	入札説明書等配付開始日	令和5年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年12月18日
	3	申請書受付開始日	令和5年12月7日
	4	申請書受付締切日	令和5年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年12月22日
日程	6	設計図書配付開始日	令和5年12月7日
	7	設計図書配付締切日	令和5年12月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年12月25日
	10	入札及び開札日時	令和6年1月9日 午前11時30分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	令和5年12月28日 午後5時まで
説明	2	回答	令和6年1月4日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
古·1/ 冬/H	前金払	請求できる。	
支払条件 	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

令和5年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

入札番号		(舗装) 1	(舗装) 110092号		
工事名	(路4-6)路面復旧工事				
工事場所		甲府市下曽根町地内(市立中道北小学校の南)			
工事概要		工事内容	施工延長: L=468m 幅員: W=3.2m~6.0m 表層工(再生密粒度ASC t=5cm) A=1920㎡ 不陸整正工(粒調砕石M-30) A=1920㎡ 区画線工 一式		n)
	2	工期	令和6年4月	19日まで	
	3	予定価格 (税込み)	13,376,000円		
	4	分別解体等及 実施義務	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 選施義務 適用		適用
	1	本店所在地		甲府市内	
入札参加資 格	2	競争入札参加資格		舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値(P) 7 0 0 点以上	

	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。 入札説明書に記載
	4	配置予定技術者の資格	八札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)
	1	入札説明書等配付開始日	令和5年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年12月18日
	3	申請書受付開始日	令和5年12月7日
	4	申請書受付締切日	令和5年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年12月22日
日程	6	設計図書配付開始日	令和5年12月7日
	7	設計図書配付締切日	令和5年12月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年12月25日
	10	入札及び開札日時	令和6年1月9日 午前11時20分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	令和5年12月28日 午後5時まで
説明	2	回答	令和6年1月4日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
士打 久 / 出	前金払	請求できる。	
支払条件	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和5年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号	(///2	(電気) 130091号			
工事名 甲府市浄化センター盟				· 見制御設備更新(第1期)工事	
工事場所		甲府市大津町	丁1645番	 番地(甲府市浄化センター)	
工事概要	1	工事内容	L C D 監視 エンジニフ (水処理記 TSEサー プリンタ	(水処理設備)1台見制御装置(水処理設備)3台アリングワークステーション設備)1台-バ(水処理設備)1台(水処理設備)2台と(水処理設備)1面ほか	
	2	工期	令和7年3月18日まで		
	3	予定価格 (税込み)	270,600,000円		
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用		刮用	
	1	本店所在地		指定なし	
入札参加資 格	2	競争入札参加資格		電気 直近の経営事項審査結果通知書 評価値(P)1,200点以上 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績		下水道処理場(処理水量10, m³/日以上)の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が 3,500万円以上の実績に限 元請として平成20年4月1日 完成、引き渡し済みの工事。	、1億 る。

			なお、共同企業体の構成員としての実
			績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
総合評価に関する事項	2	加算点の満点	2 0
展りの事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和5年12月7日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和5年12月18日
	3	申請書受付開始日	令和5年12月7日
	4	申請書受付締切日	令和5年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年12月22日
	6	設計図書配付開始日	令和5年12月7日
 日程	7	設計図書配付締切日	令和5年12月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年12月25日
	10	入札日時	令和6年1月9日 午前11時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和6年1月12日
	12	開札日時	令和6年1月18日 午前11時00分
	13	落札者決定日	令和6年1月19日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資 格に対する	1	質問	令和5年12月28日 午後5時まで		
説明	2	回答	令和6年1月4日		
価格以外の	1	質問	令和6年1月16日まで		
評価に関する照会	2	回答	令和6年1月17日		
価格以外の割 を修正した場		公表	令和6年1月17日		
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札			
入札保証金		免除	免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。			
低入札価格調制度	問査	適用			
		前金払	請求できる。		
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)。		
		部分払	請求できる。		
年度支払限度	Fダ百	令和5年度	0円		
十尺人14以及	2.1识	令和6年度	工事請負額全額		
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124			

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和5年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号		(土木) 1 1	00945	<u>1.</u> 7		
工事名 (ブー1)		(ブー1) 酉	己水管布設を	孝工事 (余つ	")	
工事場所		中央市中楯均	也内(諏訪神	社の北)		
	1	工事内容	DIP. C DIP. C DIP. C DIP. C バタフライ 仕切弁. C	$G \ X \phi \ 4 \ 0 \ 0$ $G \ X \phi \ 1 \ 5 \ 0$ $G \ X \phi \ 1 \ 0 \ 0$ $G \ X \phi \ 7 \ 5$ $G \ X \phi \ 1 \ 5 \ 0$ $G \ X \phi \ 1 \ 5 \ 0$ $G \ X \phi \ 7 \ 5$	1 (推進部) I 1 L=117 1 L=15. 1 L=3. C 1 L=5. C 1 L=5. E 1 L=5. E	5 m) m) m <u>E</u> <u>E</u> <u>E</u> <u>E</u>
工事概要	2	工期	令和6年1	0月1日ま	で	
	3		工事開始日			5 令和 6 年 4 月 日
	4	予定価格 (税込み) 104,357,000円				
	5	分別解体等及 実施義務	及び特定建設	设資材廃棄物	の再資源化等	第の 適用
入札参加資	1	本店所在地		給水区域内	<u> </u>	

+47			
格	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 849点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 5,200万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績は 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は 求めません。)
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和5年12月21日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和6年1月9日
	3	申請書受付開始日	令和5年12月21日
	4	申請書受付締切日	令和6年1月9日 午後3時まで
日程	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和5年12月21日
	7	設計図書配付締切日	令和6年1月15日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年1月15日
	10	入札日時	令和6年1月23日 午前9時10分

	11	価格以外の評価点公表 日	令和6年1月26日	
	12	開札日時	令和6年2月1日 午前9時10分	
	13	落札者決定日	令和6年2月2日	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費內訳書	
提出書類	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書	
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和6年1月18日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和6年1月19日	
価格以外の	1	質問	令和6年1月30日まで	
評価に関す 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3		回答	令和6年1月31日	
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和6年1月31日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度		適用		
支払条件		前金払	請求できる。	
		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)。	
		部分払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

令和5年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

入札番号 (土木)			30095号		
工事名		下水道管工事 (R5D-3)			
工事場所		甲府市城東二丁目・城東四丁目地内			
工事概要		工事内容	既設下水道管撤去工($HP \phi 1 3 5 0$) L = 1 0.3 m 既設下水道管閉塞工($HP \phi 6 0 0$) L = 4 7.6 m 既設特殊人孔撤去工 1基 既設取付管撤去工($VU \phi 1 5 0$) L = 1 3.0 m		
	2	工期	令和6年6月28日まで		
	3	予定価格 (税込み)	11,858,000円		
	4	分別解体等及 実施義務	解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 養務 適用		
	1	本店所在地		甲府市内	
	2	競争入札参加	加資格 土木一式 B又はC		
入札参加資格 3		同種工事施コ	下水道管工事等。 ただし、1件の工事請負 500万円以上の実績に限る 元請として平成20年4月1 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員と 実績は、出資比率が20%以 合のものとし、企業体の施口 各企業の施工実績として扱う		る。 1日以降 事。 としての 以上の場 工実績を
	4	配置予定技術	デ者の資格 -	入札説明書に記載	

			(本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)	
	1	入札説明書等配付開始日	令和5年12月21日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年1月9日	
	3	申請書受付開始日	令和5年12月21日	
	4	申請書受付締切日	令和6年1月9日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年1月15日	
日程 	6	設計図書配付開始日	令和5年12月21日	
	7	設計図書配付締切日	令和6年1月15日	
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月21日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年1月15日	
	10	入札及び開札日時	令和6年1月23日 午前9時30分	
	1	参加申請時 入札説明書に記載		
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費內訳書	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和6年1月18日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和6年1月19日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格訓 制度	青査	適用		
支払条件		前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管則 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番 電話055-237-51	季 1 号

令和5年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

入札番号		(土木) 140023号			
工事名		下水道改良工事(地震対策・特環甲府R5-2)			
工事場所		甲府市上町地内			
	1	工事内容	マンホール浮上抑制対策工N=13箇所付帯工N=1式		
	2	工期	令和6年6月	112日まで	
工事概要	3	予定価格 (税込み)	14,806	8,000円	
	4	分別解体等及 実施義務	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用		化等の 適用
	1	本店所在地		甲府市内	
	2	競争入札参加	争入札参加資格 土木一式 B 又は C		C
入札参加資 格	3	同種工事施工実績		に完成、引き渡し なお、共同企業体	工事請負額が、 実績に限る。 0年4月1日以降 済みの工事。 の構成員としての が20%以上の場 業体の施工実績を
	4	配置予定技術者の資格		入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績 は求めません。)	
日程	1	入札説明書等	學配付開始日	令和5年12月21日	
H 作	2	入札説明書等配付締切日		令和6年1月9日	

		T	 		
	3	申請書受付開始日	令和5年12月21日		
	4	申請書受付締切日	令和6年1月9日 午後3時まで		
5		入札参加資格確認結果 通知日	令和6年1月15日		
	6	設計図書配付開始日	令和5年12月21日		
	7	設計図書配付締切日	令和6年1月15日		
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年12月21日		
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年1月15日		
	10	入札及び開札日時	令和6年1月23日 午前9時20分		
	1	参加申請時	入札説明書に記載		
提出書類 2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書		
入札参加資 1 格に対する		質問	令和6年1月18日 午後5時まで		
説明 2		回答	令和6年1月19日		
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札			
入札保証金		免除			
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。			
低入札価格調査 制度		適用			
支払条件		前金払	請求できる。		
人14末件		中間前金払請求できる。			

	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585
問い合わせ先	甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124

任免辞令

(市長事務部局)

福祉保健部 保健衛生室 生活衛生薬務課 技能主任 森 岡 治 夫 退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 5年12月 7日

子ども未来部 子ども未来総室 子育て支援課 主事 横張 淳 福祉保健部 健康支援室 地域保健課 主任 馬 場みな美 市立甲府病院 診療部 JII 健 科部長 市 市立甲府病院 看護部 技師 秋 山 久美子 市立甲府病院 看護部 技師 西尾優花 (各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 5年12月31日

(公平委員会)

又 川 理 恵

甲府市公平委員会委員に選任する

以 上 発 令 日 令和 5年12月24日